

一一八 無効の意義及び種類

無効の行爲の效力

(一) 無効とは、既に述べたところから明なるごとく、永久に法律行爲の效力を生じ能はざることが確定するをいふ。此にいふ效力とは法律行爲の主たる效力の義である。主たる效力を生じ能はざることが確定すると通常の従たる效力も亦存在しなくなる。乍然無効は法律行爲の不成立なのではないのだからして、その無効なるがために生ずるところの效力は之を有するに妨げぬ。後述する追認に因つて新なる行爲としての效力を發生するが如き之である。又無權代理人が履行又は賠償の責を負ふのも、無權代理に依る法律行爲が無効なためであつて(一〇八切)、これ又無効なる法律行爲の效力であると解せねばならぬ。素より之等の効果は直接に法律の規定に基いて發生するものではあるが、しかし如何なる場合にも法律それ自らは法律事實ではない。法律は必ず或事實を定めて之に法律效果の發生をかからしめる。今の場合にその事實は即ち法律行爲の無効である。しかし無効は事件でも状態でもない。即ちこの場合の法律事實は、效力を發生し能はざるところの法律行爲それ自身である。

かく解するときは無効の行爲と不成立な行爲との區別が判然する。

無効の原因

(二) 法律行爲の無効の原因には一般の法律行爲に共通な原因と、各種の法律行爲に特別なものがある。一般無効原因は前に擧げた法律行爲の目的の不法、不能、不定なこと、意思の眞正、自由、完全ならざることが之である。無權代理に依る法律行爲の追認なき場合(七一八)、條件附法律行爲の目的の瑕疵(一一三、一三四)も一般無効原因といふを妨げない。特別無効原因は、例へば指圖債權者に非ざる者に對してなした惡意又は重過失に因る辯濟(四七)、後見の計算終了前になされた後見人の利益となるべき遺言(六六)の如き之である。婚姻又は縁組の場合の届出(七七五、八四七)を效力要件と解すべきことは前に述べた(八八切)。即ち届出の欠缺は之等の行爲の無効原因である(八五一)。以上の外強行法に反する法律行爲はすべて無効である。

無効を定めた規定はみな強行法である。當事者の意思によつて有効とすることを得ない。

無効の種類

(三) 無効を種類に分類することができる。

(1) 當初の無効、事後の無効 法律行爲の成立と同時に無効が確定するを當初の無効といひ、後に至つて確定するを事後の無効といふ。事後の無効は例外であつて、例へば無權代

理に依る法律行為に於ける追認の拒絶、又は條件附法律行為に於ける條件の不成就の如き之である。遺言に於いて遺言者の死亡前目的物が滅失する場合も之に屬する。

事後の無効も無効の一種である。法律行為が一度效力を生じて後にその效力を失ふは事後の無効ではない。例へば目的物の滅失に因る履行不能の如き之である。

(2) 絶対無効、相對無効 絶対無効とは何人から何人に對しても主張しうる無効であり、相對無効とは或人の間に於いてのみ主張せられうる無効である。無効は絶対的なのが通常であつて、相對無効は稀な例外である。例へば假裝表示の無効は善意の第三者に對して對抗することを得ず(九四)、錯誤に因る無効は重過失ある表意者からは之を主張することをえない(五九)。

(3) 全部無効、一部無効 法律行為全體を無効とするとその一部が無効であるとの區別である。一部無効は例へば選擇債權の目的の一部が不能の場合(四二)、賣買の目的物の一部滅失せる場合(五六)、手形編に規定のない事項を記載した手形の如き之である(商四三九)。民法には一部無効を認むべきや否やにつき規定がない。しかしその無効な部分が法律行為の要素の

錯誤に屬するときは法律行為全體を無効ならしめる。然らざる限りはその無効な部分を除いた殘部について法律行為が有効に成立する。例へば目的の一部不能を知つてをつた場合、又は知らなかつたけれども要素の錯誤でない場合の如き之である(參照九〇、九五切)。

一一九 無効の法律行為の效力

(一) 無効の法律行為は通常の意義に於ける效力はすべて之を有たぬ。その無効なる結果或は不法行為の賠償請求權を生じ、或は物の返還請求權を生じ、又時には即時時効に因る權利の取得を來すことがあつても、それ等はみな夫々の法律事實から發生するものであつて、無効の法律行為から生ずるものではない。乍然無効なる行為にも亦その無効なるが故に生ずる效力のあることを前に述べた(前切)。以下その效力について述べる。

(二) 無効の行為は追認に因つて效力を生じない(一一九・本)。追認とは或法律行為の效力を承認する意思表示である。無能力者の行為の追認はその行為の效力の確保、即ち取消權の拋棄を以つて效果意思とし、無權代理行為の追認はその行為の效力の享受、即ち代理權の補充

追認
追認の三種

を以つて効果意思とする。無効の行為の追認はその無効を有効ならしむることを以つて効果意思とする。乍然民法はこの効果意思に效力を賦與しない。これ無効に関する規定は強行法だからである。

然るに當事者が無効なることを知つて追認した場合には新なる行為をなしたものと看做される(一一九・但)。これ論理の要求と當事者の希望とを調和せむがために置かれた便誼規定である。無効なることを知つて追認すとは上述の如き効果意思を具へた追認のことをいふ。無効を知らずしてなす追認とは、例へばその法律行為の結果として行はれる履行、履行の催告、時効中斷のためにする承認(七四)等であつて、法律行為の效力を承認する意思表示ではあるが、根本の點に錯誤があるからして第九五條に従ひ無効である。之に反し無効を知つてなした追認は、意思自由の原則からは之に效力を附してもよいものであるが、只無効は有効に變ずることを得ないといふ純理上の見地から、之に新なる行為としての意義を認めただのである。

しかし追認者は新なる行為をなす意思を有してゐるのではない。故にこの效力は行為意思の効果ではない。特に法律は追認者が新なる行為と見られることに反對し、始の行為を有効なら

○ 無効行為の追認の性質

しめむと欲する場合でも、尙この效力を賦與する。之に因つて見ると法律はこの追認に強い意義の現實行為たる性質を與へたものであるが、しかし法律の眞意はむしろ追認を效力要件として、無効なる行為に新行為としての效力を賦與することにあるのではないかと思はれる。何れにしても追認といふ方法で新行為を出現せしめらるべきことは、無効の行為が無効なるが故に有するところの效力の一である。

新なる行為が有効であるか否かは別個の問題である。例へば無効が目的の不法、不能に基く場合には、追認に因つて生ずる行為も亦無効である。即ち新行為の有効なるや否やは、改めてその行為が效力要件を備ふるや否やによつて決すべきものである。

(三) 無効の行為はその要件の補充に因つて有効となるか否か民法に規定がない。しかし追認は同時に要件の補充となる場合がある。例へば錯誤に因る無効の場合には追認に因つてその意思が補充される。追認を伴はざる單なる要件の補充は、民法が無効を知つて追認をなすことを要求する主旨から推して、何等の效力をも有たないものと解すべきであらう。例へば社員に非ざる者の加はつてなした決議について後にその者が入社し、禁制品を質に取つた後に禁制が

補充

解かれた(三四)如き之である。之等の場合にも追認をなすか、新なる行為をするかせねばならぬ。

轉換

(四) 無効の法律行為は轉換に因つて有効と認められるか否かが問題となつてをる。轉換とは行為者の考へたとは別な法律行為として效力を生ずるをいふ。例へば手形債務を負担する意思を以つて行為をなした場合、その手形行為は無効であるが普通の債務行為としての效力を認められる如き之である。この點に關しては全く民法に規定が缺けてをる。しかし秘密遺言としては無効でも自筆遺言として效力を有しうることは從來一般に認められてをる。思ふに法律行為は法律が當事者の希望を容れてその意思を實現する法制度であるからして、出來うる限りの方法に於いてその意思を満たさしむべきが當然である。故に法律行為が無効である場合に、之と同一の目的を達する他の方法があり、而して行為者の反對の意思が現れないならば、その方法に従つて效力を附與するが正當である。之に因り轉換は認めなければならぬと考へる。

轉換は意思の論理上の結果であつて意思の内容ではない(七九、一一六切)。故に轉換は法律行為が無効なるに因つて生ずるその效力の一である。

第三項 法律行為の取消

一一〇 取消の意義及び種類

(一) 既に一言したごとく、取消とは不確定な效力を有する法律行為を無効に歸せしむることをいふ。不確定とは何時取消されるかも知れない状態に在る意味である。民法の見解に従へば取消しうべき行為は無効の行為ではなく、薄弱ながらも兎も角效力を生じた行為である。只その不確定なる點で有効の行為と區別されてをる。而して之を確定ならしむるものは取消か追認かである。取消に因つてその行為は無効となり、又追認に因つて有効の行為となる。

取消しうべき行為は取消に因つて無効に歸する行為である。故に之を無効の行為と併せて瑕疵ある行為と名けることは、既に之を述べた(九二切)。

(二) 民法は取消といふ語を四様に用ゐてをる。

(イ) 未効行為の取消 意思表示が未だその主たる效力を生ぜざる間に取消されることが

民法の取消の四義

ある。之は法律行為の効力を未前に防ぐものであつて、寧ろ意思表示その者の撤回である。無権代理に依る法律行為の取消(五一)、申込の取消(五三四)、及び遺言の取消(二四)は即ち之である。

(ロ) 有效行為の取消 既に完全に効力を生じた法律行為について取消と稱する場合がある。この取消は行為を無効ならしむるものではなく、單に之を失効せしむるに止まる。之を法律行為の側から云へばその廢止に外ならぬ。之に屬するは例へば禁治産又は準禁治産宣告の取消(一三〇)、法人設立許可の取消(八六)、取消訴權(四二)、その他尙多い。

(ハ) 瑕疵行為の取消 これ即ち取消に因つて效力要件を缺如するに至る場合である。然るに民法はこの意味の取消の中に更に二種を認めてをる。その一は即ち取消に因つて初から無効なりしものとなる場合であつて、之を固有の意義に於ける取消といふ。無能力者の行為の取消(四二、九、一)、及び詐欺又は強迫に因る取消(六九)が之である。その二は

(ニ) 婚姻又は縁組の取消 之である(七八七、八五九)。この場合に於ては取消の効力を既往に及ぼさない。之を將來に向つての取消と呼ぶ。その特色は取消後に生じた事項に對してのみ行

固有の取消

爲が最初から無効であつたものと認め、取消前に生じた事項に對しては行為の廢止にすぎないとすることに存する。但しこの特色は主として理論に止まり、實際に於いては殆ど廢止と異るところがない。只しかし例へば、夫又は妻が配偶者の法定代理人となした行為(八〇四)が婚姻取消後にも繼續する場合には、代理權の消滅として取扱はれず(二二)代理權の不發生として取扱はれる(七一)の差を生ずる。

(三) 本切に於いて論ずるところの固有の取消は、有效、未効又は失効後の行為について行はれうることを前に一言した(一一七切)。

取消を必要とする場合

未効の行為は原則として何時にても撤回(第一の意義の取消)しうべきものであつて、固有の意義の取消を行ふ必要がない。しかしもしその必要があれば勿論之を取消することができる。例へば條件成就前に條件附法律行為を取消し(八二二九)、申込を取消しえずと定められてをる場合(五二一、五二)に之を取消すが如き之である。遺言は何時にても撤回が許される一方に於いて、無能力に因る取消はその適用のないことを規定されてをる(一〇六二四)。

次に有效行為は之を取消すことを得ざる旨が規定されてをることが少くない(三八六、四〇七、

○但（五五）。しかし之等は廢止の意味の取消（第二の意義の取消）を禁じたものであるから、固有の取消は之等の場合にも行はれる。相續又は遺贈の承認及び拋棄についてはこの主旨が明定されてゐる（一〇九二）。私生子の認知については（三八三）、無能力に因る取消は許されないけれども（八二）、詐欺又は強迫に因る取消は行はれる。

既に効力を失つた行爲をも取消しうるかについては少しく疑がある。或はこの場合には既に取消さるべき物體がないと考へられるからである。しかし行爲は一時的のものであつて、その殘存するのは常に効力である。而してその効力を避けることが取消の目的なだからして、苟も取消権者に不利益な効力が残つてゐる限りは、取消に因つて之を除却しえなければならぬ。例へば無能力者のなした賃貸借又は地上權設定契約が既に終了した後も、物の返還、地代の計算等につき始の契約の取消を利とする場合には、之をなすことをうる。物權的遡及效を有する解除でも理論上は取消とはちがふ。一方は法律行爲の効力要件を缺くに至らしむるに反し、他方は完全なる効力要件を具ふることを前提とするからである。しかし實際の結果は同一に歸するからしてこの兩者は之を區別する實益がない。之に反して債權的遡及效を有する解除の場合

には取消を必要とすることが多い。彼は原狀回復の義務を生ずるにすぎないに反し、是は當然に原狀に回復するからである。

取消の原因

（四）法律行爲の一般取消原因は無能力（四、九、一）及び詐欺又は強迫（六）である。特別取消原因は書面に依らざる贈與（五五）、法定要件を具へざる隠居（七五）、夫婦間の契約（七九）、親權者たる母又は後見人が親族會の同意を得べき場合に之を得ずしてなした行爲（八八七、九三六）、後見人が被後見人の財産又は權利を讓受けた場合（九三）、及び後見計算終了前になした後見人又はその相續人と未成年者たりし者との間の行爲（九三）が之である。尙詐欺又は強迫に因る隠居について特別規定がある（九五）。以上はすべて固有の意義の取消であつて、未効行爲の取消、將來に向つての取消原因は此に省く。

取消の種類

（五）取消には（一）初から無効となる取消と將來に向つての取消があり、（二）又絶對取消と相對取消（三九六）とがある。（三）取消は全部取消に限るか又は一部取消を許すべきかは疑がある。行爲意思は不可分であるからして（一一六切）一部取消は許さないと解する。

一一一 取消しうべき法律行為の效力、取消権

(一) 取消しうべき行為の主たる効力は一般の法律行為と同様の効力であつて(例、財産権移轉)、之に伴つて従たる効力も發生する。只之等が不確定な換言すれば取消しうべき状態に於いて存する。之を確定ならしむるために取消権並に追認権が與へられてをる。即ち取消権及び追認権は取消しうべき行為に附著した特別な效果であつて、その行為の従たる効力の一種である。

(二) 取消権とは單獨行為に依つて瑕疵ある法律行為を無効ならしむることをうる権利をいふ。形成権の一種に屬し、その権利の行使たる單獨行為を又取消といふ。

(1) 取消権者は一般取消原因に因る取消権の場合には次の如くである(一一〇)。

取消権者

(i) 無能力者又は瑕疵ある意思表示をなした者 これ無能力、詐欺又は強迫に因る意思表示から成立する法律行為の效力を受ける者の義である。代理行為の場合には代理人でなく本人である。無能力者は單獨で取消をなす権利を與へられたのであること、法定代理人の外

に特に無能力者を列擧してをるに因つて明白である。

(ii) 代理人 上述の者の法定代理人をいふ。代理人として固有な権利が與へられたのである。取消権の行使を託された任意代理人が取消をなしうることは勿論であるが、之は本人の取消権の代理行使であつて、固有の権利ではない。之に反し當初の法律行為をなした代理人は取消権を有せぬ。

(iii) 承繼人 本人の承繼人の義であつて、法定代理人の承繼人は含まない。此にいふ承繼人とは特定承繼人の義である。包括承繼人は常に本人と同視せられ、承繼人といふときは特定承繼人を指す(一四八、一八七、三七六、三七九)。又此にいふ承繼人は取消権者の法律上の地位の承繼者をいふ(例へば取消しうべき行為に因つて地上権を設定した土地所有者からその土地を譲受けた者)。尙妻の承繼人が取消権を有するか否かについては次號参照。

(iv) 夫 妻が夫の許可を受けずしてなした行為並に夫の許可を得てなした詐欺又は強迫に基く行為に對し、夫は取消権を有する。夫は妻の真正自由な意思と考へて許可を與へたのに、真正自由でなかつたのだから、再考の餘地を與へるが當然だからである。夫の取消権は

その固有の権利であつて妻の取消権の代理ではない。

夫の取消権は夫としての身分に附著する権利であるから、夫の包括並に特定承継人は取消権を有せぬ。しかし代理人を以つて取消権を行使するは妨げない。妻の取消権についても、無能力に因る行為の取消については全然同一のことがいへる。詐欺又は強迫に因る場合は包括及び特定の承継人に取消権が移る。

次に特別取消原因に因る場合の取消権者は各所に規定せられてをる。その性質上取消権者のみに限る場合があり(七九二、八八)、又包括承継人を含む場合がある(五五〇、七五九、九三〇、九三九)。何れの場合にも代理人に依つてその取消権を行ひうべきや否やは、代理に關する一般の原則に従ふ。

取消の方法

(2) 取消の方法は取消しうべき行為の相手方に對する不要式的意思表示を以つてする(一二三)。始の行為が方式を必要とした場合でも取消には方式を必要とせぬ。但し例外として訴によらねばならぬ場合がある(七五八、七五九、參照七)。又固有の取消外では遺言の取消の如く、方式を必要とするものもある(二四)。相手方とは取消される行為の相手方である。相手方のない行為の取消は任意の人に對し行ひうる。

一二三 取消權行使(取消)の效力

(一) 取消した行為は初から無効なりしものと看做される(一二二)。故に取消前に既に生じた效力は嘗て生じなかつたと同様となり、又未だ生ぜざる效力は決して生ずることなきに至るのである。即ち取消は物權的效力を以つて當然に原狀回復を來すのであつて、恰も特旨を附した解除條件と同様物權的遡及效が認められたのである(一二二切)。

取消に因つて法律行為が效力を生ぜざりし以前の狀態に復歸するのであるから、當事者雙方から引渡した物があつた場合には、之をその引渡を受けた時の現狀に戻して返還せねばならぬ。而して之は物權的請求權であつて不當利得請求權ではない。不當利得請求權は只その物權を失つた場合にのみ生ずる。

(二) 然らば何を返還すればよいかにつき、民法は無能力者の償還義務の外には規定してゐない。そのために頗る議論を生じた。しかしこの場合が原狀回復である性質上、債權的原狀回復の規定(五四)を之に準用することは極めて自然な見解であると考へる。即ち、(i)元物の

物權的遡及效

回復權の内

外、(ii)果實をも返還しなくてはならぬ。民法は原状回復の場合その返還すべき金銭には受領の時から利息を附することを要すと規定してをる(五四)。之は返還者が金銭を利用しなかつた場合でも尙利息を拂はしむる主意であつて、利息の外の果實は之を返還するを要せぬといふ意味ではない。但し取消に因つて占有をなす権利は存しなかつたものとなるからして、又占有者の果實取得に關する規定が適用されることになる(二八九)。(iii)更に元物保存の費用についても同様に占有の規定が適用される(六九)。(iv)尙法律行為をなしたために雙方に生じた損害は、原状に復せしむる當然の結果として之を賠償しなければならぬ(五四)。

回復權の例

然るに民法は無能力者を保護するためその義務を軽減し、無能力者はその行為に因つて現に利益を受くる限度に於いて償還義務を負ふものとしてをる(一二二・但)。これ全く不當利得と範圍を同じうする義務ではあるが(參照七)、その義務の性質は全く異り只相手方の物權的請求權が制限せられるに止まる。之に因り無能力者は、(i)元物が消滅した場合には返還義務がない。(ii)利息も實際他から收めた利息が現存する場合の外は拂ふを要せず、他の使用の對價又は天然果實についても同様である。(iii)保存の費用は價格の増加が現存する場合に限り償還を

要する。相手方の受けた損害は無能力者には利益とならぬから、賠償するに及ばぬ。

この無能力者の償還義務に關する規定は無能力に因る取消の場合のみならず、詐欺又は強迫に因る取消の場合にも適用される。無能力者を保護すべき理由は變はらないからである。

以上有體物を目的とする法律行為について述べたところは、無體物を目的とする場合にも類推應用される。

不當利得請求權

(三) 返還者が現實に返還をなし能はざる場合が生ずる。特に目的物の滅失した場合、又は目的物を他へ轉讓して轉得者が時効又は即時時効に因つて既に權利を取得した場合之である。之等の場合に於いては不當利得の問題を生ずる。就中例へば元物、果實を有償に讓渡し、又は物を破壊した第三者に對して不法行為請求權を實行してその得たものを保有するが如きである。この場合その受益者と第三者との間の給與行為は無効とはならぬ。而してこれ法律上の原因なくして得たる利益であるからして、此に始めて不當利得返還の義務を生ずるのである(三〇七〇、一〇四一)。

不法行為又は事務管理

尙原状回復の不能が返還者の不法行為に基く場合もありうる(七〇)。

ものを回復者のために管理を始めた場合には事務管理となる(六九)。

(四) 取消は物權的遡及效を有し、第三者に對してもその效力を及ぼす。然るに例外として、(i)詐欺に因る取消は善意の第三者に對抗することを得ない(九六)。又(ii)第三者が時効又は即時時効に因つて權利を取得した場合には最早取消を對抗することができぬ。

(五) 取消は更に之を取消することをうるかにつき争がある。或は再取消に因つて當初の行爲が復活するとなし、或は當初の行爲は既に第一の取消に因つて無効となつたのであるから、再取消は目的の欠缺のために無効であるとする。思ふに前説が正當である。當初の行爲が無効に歸したのは第一の取消の效力に因るのであるから、再取消に因つて第一の取消が始より無効なものとなれば、當初の行爲は何等障害を受けずに存続するからである。

再取消の原因としては只詐欺又は強迫がある丈である。無能力者は單獨で有効に取消をなすからして(前切)、無能力に因る再取消はありえない。

一二三 取消權の消滅

追認

(一) 取消しうべき行爲は追認に因つて確定の效力を得ることを前に述べた(一五切)。追認とは取消權の拋棄のことに外ならぬ。追認權といふ別な權利があると見るに及ばぬ。故に追認をなしうる者は取消權者である(一二三)。追認も取消と同じく不要式の意思表示に依り、且行爲の相手方が確定してをる場合にはその相手方に對してなすことを要する(一二三)。

追認をなしうる時期については三の區別が立てられてをる。(イ)原則として追認は取消の原因たる情況の止んだ後になすべきものであつて、その前の追認は無効である(一二四・一)。乍然準禁治産者又は妻に對しては未だ能力者とならない間でも、保佐人の同意又は夫の許可を得て追認をなすべき旨を、相手方から催告することが許されてをる(九)。故にその催告に應じてなした追認は有効と解せねばならぬ。加之すべての無能力者が法定代理人の同意又は夫の許可を得て主働的になした追認は有効であると解すべきものと思ふ。本條は只一般の法律行爲としてならば取消しうべき追認を無効とする主意に外ならぬ。(ロ)禁治産者は能力を回復し、且取消しうべき行爲を了知した後に非ざれば追認をなすことを得ない(一二四・二)。他の無能力者と雖も了知後でなければ有効な追認の出來ないことは勿論であるが、それ等の者は能力回

復の時に正しい記憶を有することが通常であるが、禁治産者は記憶を失つた場合が多いからして、特に之を規定したのである。この規定の結果、禁治産者その他の無能力者とは第一二五條及び第一二六條の期間の起算期を異にする。(ハ) 夫又は法定代理人は行爲の時からして追認をなしうる(一二四・三)。

追認の効力は、取消しうべき行爲が初から有効なりしものと看做されるに在る(一二二)。即ち不確定な効力が確定する義である。未効の行爲でも有効となるといふ意味ではない。追認は取消と同様遡及効を有し、行爲が最初から確定であつたものと見られる。即ち嘗て取消原因は存しなかつたと同様となり、従つて取消權はすべて消滅する。

第一二二條
但書の意味

然るに民法は追認によつて第三者の權利を害することを得ずと規定してをる(一二三・但)。この規定の適用について疑を生じた。(イ) 或は之を、例へば無能力中に第一の讓渡をなし、能力回復後第二の讓渡をなした場合に、第一讓渡を追認するも第二の讓受人はその權利を失はぬ義だと解する説がある。然し追認は法律行爲の主たる効力を動かすものではない。今の例に於いて、第一讓渡は薄弱ながらも始から有効であつたのだから、第二の讓渡に劣るべき理由は

毫頭ない。思ふに追認は遡及効を有し、即ちすべての取消權を消滅せしむる性質のものだからして、この例外規定もその範圍に於いて意味を求めねばならぬ。(ロ) 或は無能力者と知らずに保證に立つた者はその無能力者が追認をした後も取消權を援用すると出来る(九四)とする説がある。之は甚だ疑はしい見解であつて、無能力者が取消をしないのに保證人が之を援用しうべき理由がない。(ハ) 恐らくこの規定は追認に因つて他の取消權者はその取消權を失はぬといふ意味に解するより外はないと思ふ。或は追認は元來他の取消權者の取消權を失はしむるものでないとする説があるけれども、それは遡及効の本質に反する見解である。もし他の取消權者が權利を失はぬとすれば、それはこの例外規定に根據を求めより外はない。然らばどの取消權者が第三者であるか。本人と代理人とは互に第三者でないこと殆ど疑がない。夫と妻とも同一法律行爲につき許可し許可せられる關係に在るのだから第三者とはいひ難い。結局此にいふ第三者とは特定承繼人と本人又は代理人との對立に於いて言ふものではないかと考へられる。疑を存しつゝ暫くこの見解に従ふ。即ち本人と代理人、夫と妻とは一方の追認に因つて取消權を失ふけれども、特定承繼人と本人又は代理人とは一方の追認に因つて取消權を失はない。

法定追認

(二) 上述した追認をなすことをうる時以後に、取消しうべき行為につき次の事実があると追認をなしたものと看做される(一二五)。通常之を法定追認と呼ぶ。

(i) 全部又は一部の履行

(ii) 履行の請求

(iii) 更改(五一三以下)

(iv) 擔保の供與、即ち質權、抵當權の設定、又は保證人の選立

(v) 取消しうべき行為に因つて取得した權利の全部又は一部の讓渡

(vi) 強制執行をなし又は受けたこと

之等の場合に追認の効果を生ずるは法律の推測に基き當事者の意思如何を問はぬ。但し異議を止めた場合、即ち取消権留保の意思を表示した場合には之に従ふ(一二五・但)。

尚上の外に相手方の追認催告權の效果として、追認をなしたものと看做される場合がある

(一五切)。

(三) 取消権は追認をなしうる時から五年、又行為の時から二十年の消滅時效にかかる(一

時效

二六)。夫又は法定代理人は行為の時から追認をなしうるからして、二十年の時效はその適用がなす。

(四) 夫の取消権又は無能力に因る妻の取消権は婚姻の取消又は解消に因つて消滅する。

第三節 時 效

第一款 總 說

第一項 時效の本質

一二四 時效の意義及び種類

(一) 時效(prescriptio; Verjährung; prescriptio; prescription)とは一定の長期間繼續して權利者に非ざる者が權利者として行動し、又は權利者とその權利を行使せざる状態をいふ。通常は權利の取得又は喪失を時效の定義中に掲ぐるを例とする。時效の名は正しく權利の得喪を

指したものは相異なる。乍然既に出来上つた法制度として觀察すれば権利の得喪は時効の效果であつて、^{法律事實その者の定義には之を加ふべきものでない。}法律事實その者の定義には之を加ふべきものでない。

時効の本體

時効の本體は権利として行使し又は権利を行使せざる状態である。或は時の経過を時効の本體とする説があるけれども、既に述べたごとく時の経過自體は獨立の法律事實ではない(七五切)。権利として行使すとは占有又は準占有をいふものに外ならぬ(二八〇、二八五)。占有は自己のためにする意思を以つて所持することであつて、たとへ占有が行為に因つて取得された場合でも(參照一〇〇切)、爾後持續するところの占有その者は行為ではない。又権利の不行使が行為でないことは云ふまでもない。即ち時効は狹義の法律事實中人に關する状態に屬する(七四切)。

時効期間

時効は権利の行使又は不行使の状態が一定の長期間繼續するとを必要とする。これを時効期間といひ、必ず法律で定められる。時の経過は時効に缺くべからざる觀念であつて、この要件を缺くものは時効ではない。故に所謂即時時効は時効ではない(二九)。尙既に述べたごとく時の経過は権利の行使又は不行使の外に獨立な時効の要件ではなく、権利の行使又は不行使の繼續する長さを定むるものに外ならぬ。

時効の種類

(一) 上述によつて既に明なごとく、時効には二種のもものが區別される。

(i) 取得時効(usucapio; Ersizung; usucapion on prescription acquisitive; acquisitive prescription) 権利者に非ざる者が一定の長期間権利者として行動せる事實(状態)をいふ。例へば宅地の境界を超えて樹木を植ゑ之を自己の物として使用し、耕地に於ける隣接者が互に田畑を取違へて耕作し、債権者に非ざる者が自己の債権として利息の支拂を受くる(參照四)の類之である。

(ii) 消滅時効(prescriptio longi temporis; Verjährung; prescription extinctive; extinctive prescription) 権利者が一定の長期間その権利を行使せざる事實(状態)をいふ。他人がその権利を行使せると否とは之を問はない。行使せる場合には権利者のために消滅時効が進行すると同時にその他人のために取得時効が進行する。例へば地上権者に非ざる者が眞の地上権者の借地に家を建てて利用し、他人が商號を使用する(商二)が如き之である。前述した債権の準占有も多くは之に屬する。他に権利として行使する者のない場合には消滅時効のみが進行する。

一二五 時効の要件

時効に罹る
権利

身分権

(一) 権利には時効に罹るものと罹らざるものがある。時効に罹らずとは時効の要件を備ふるにも拘はず時効の効果を発生しないことをいふ。即ち時効の無効である。現行法上時効に罹るは原則として財産権のみである。特に身分権の取得時効は全く認められてゐない。故に例へば内縁の妻が或場合に於いて妻と同様の利益を享くることがあつても、妻たる権利を取得するのではないと解せられてをる。消滅時効には例外的に身分権が時効に罹ることの認められた場合がある。例へば夫又は妻の取消権(六二)、詐欺又は強迫に因る隠居の取消権(七五)、相續回復の請求権(九六六)、相續の承認又は拋棄の取消権(二〇三)は之である。

所有権

財産権中所有権は取得時効には罹るが消滅時効には罹らない(一六七、三)。これ所有権は永久的権利であるとする思想から出たものであつて、吾國に於いては解除條件附又は消滅期限附の所有権も存しうることが認められてゐるけれども、時効について又は不行使に因つて消滅しないことが認められたのである。但し他人がその物の上に取得時効に因つて所有権を取得する

占有権

ときは從來の所有者の所有権は消滅する。これ二人の権利が兩立しないからである。この場合所有権の消滅は他人が取得した所有権の効果であつて、時効の効果ではない。
○ 又占有権は取得時効にも消滅時効にも罹らない。蓋し占有権は物又は権利の所持に因つて當然に發生し(二八〇、五)、又その所持を失ふことに因つて當然に消滅する(二〇三、五)権利であるからして、時効を適用すべき餘地がない。その取得の場合には時の経過を待たずして既に發生し、却つて本権の取得時効の要件となる。又その喪失の場合にも本権の消滅とは全く無關係であつて、而して同じく本権の消滅時効の原因となる。

所有権又は占有権に非ざる財産権は原則として取得時効並に消滅時効に罹る。但し例外の場合がある。後に之を述べる(一二四、一三七切)。

時効の當事者

(二) 嘗て時効の當事者は何人であるかが論議せられた。民法は時効の當事者といふ語を用ひてはゐない。第一四五條は訴訟當事者をさし、第一四八條は請求、差押又は承認の當事者を指す。しかし時効の當事者といふ語は爾來一般の用語となり、時効に因つて直接に利益を得る者(参照一五五)及び失ふ者が之であるとされるやうになつた。即ち取得時効にあつては権利を取得

する者及び喪失する者之であり、消滅時效にあつては權利を失ふ者及びその權利の制限を免れる者が之である。

時效と能力

時效は行爲ではないから當事者の行爲能力は必要でない。しかし取得時效には占有意思を必要とするからして(一八)、意思能力者たることを要する。但し意思無能力者も法定代理人に因つて時效取得をなすことができる(一八)。取得時效の失益者及び消滅時效の雙方當事者は意思能力をも必要とせぬ。

取得時效に因つて權利を取得するがためにはその權利について權利能力を有しなければならぬ。故に例へば外國人は土地所有權を時效に因つて取得することを得ない(三)。

時效の要件
の變更

(三) 時效の要件はすべて法律の規定に依つて定まる。法律の認めない時效を設定し、又は時效期間を伸縮することは出來ない。或は期間を短縮する契約は有效であるとする説がある。しかし法律が一定の長さの期間を定むるは之を公益上必要にして且充分と見たものと解せねばならぬと考へる。

一一六 除斥期間

消滅時效は甚だ除斥期間と區別し難い。除斥期間とは既に述べたごとく、その經過に因つて權利の消滅を來さしむる期間であつて(七五切)、この點に於いて全く消滅時效と趣を同じうするからである。

しかし兩者の間に理論上の區別あることは之を承認せねばならぬ。時效は一の獨立した法律事實であるが、除斥期間は單なる時の經過にすぎぬ。除斥期間によつて權利が消滅するのは、その權利の内部の力により天壽を終はるものである。之に反して時效の場合には、權利は尙永續性を有するに拘はらず、時效といふ外來の事實のためにその生命を奪はれるのである。

この兩者の本質上の差異からしてその取扱にも種種な相違を生ずる。消滅時效には後述する如き中斷及び停止の制度があるけれども、除斥期間にはその適用がない。又消滅時效は權利を行使しうる時から進行するに反し、除斥期間は原則として權利發生の時から起算される。又時效期間は拋棄することをうるが、除斥期間は拋棄することを得ない。

消滅時効と除斥期間との間には上述の如き理論上の區別はあるけれども、實際上は或期間が除斥期間であるか消滅時効であるかは判別し難い。故に現行民法は時効について一一その時効期間であることを明言する方針をとつた。故にその明言のないものはすべて除斥期間と解せられてをる(一九三、二三四、三八二、五六四、五六六)。(六三七、六三八、六三九、八一六等)。

一一七 時効を認むる立法の理田

時効制度を認むる立法上の理由は、永年の権利不行使に因つて法律關係の曖昧になるものを妨ぐことに在る。但しその説明に關しては種々な見解が行れた。

(1) 古くは時効を以つて権利の推定であるとし、證據の代用に外ならぬと考へられた。吾舊民法もこの見解に従つて、時効を證據編中に規定した。この説の缺點は反對の證據が現れた場合にある。推定であるとするれば反證が擧がった場合には時効の適用が破れねばならぬ。もし之を確定推測であつて反證を許さぬとするならば、既に證據たるの性質は失はれる。

(2) 此に於いて権利の上に眠る者は保護するに及ばぬといふ理由で時効の基礎を説明することが一般に行はれるやうになつた。即ち権利の永く不確定の景狀に在るは大に取引の安全を害し社會の經濟に影響するところ尠からぬに因り、権利者をして速に権利を行使せしむる希望の下に認められた制度であるとする。之によるときは時効は恰も権利を行使せざる者に對する制裁の如く見える。この説に對する非難はその點であつて、或は時効を以つて法律の掠奪であるとさへ云ふ者を生じた。権利は之を行使すると否とが権利者の自由であらなければならぬ。行使せざるが故に権利を失はしむるは権利の本性に反するとも難ぜられた。

(3) その後に至つて時効の基礎は専ら永續した事實上の狀態を尊重する必要に出づると考へられるやうになつた。蓋し吾人の生活は現狀を肯定する假定の上に行はれる。もし之を否定したならば到底取引が行はれないからである。素よりこの假定を打破るべき眞實の出現するとは亦吾人の心理上の要求ではあるが、しかし永い間その假定が破られないでゐて突如として反證のあがるときは、吾人の生活その者が動搖することとなる。之が永續せる事實はたとへその起源に誤があつても尙尊重しなきやならないとされる所以である。

(4) もしそれ権利の社會的目的を考察する立場から云つたならば、現に権利として行使さ

れてをるものは社會目的のために働いてをるものであつて、之に反して既に社會生活の域外に逸した權利は最早その社會目的を終はつたものとせねばならぬ。この社會目的によつて個人の權利が制限せられるは當然のことである。

第二項 時效の中斷及び停止

一二八 時效の過程

時效の進行

(1) 時效期間が有効に経過することを時效の進行といふ。有効に経過すとは時效の要件たる權利の行使不行使が繼續するの意である。この要件が破れると時效は進行しなくなる。時效進行の障害は時效の中斷とその停止との二である。

時效の中斷

(2) 時效の中斷とは既に進行した時效期間が全く無益に歸することをいふ。而して中斷した時效はその中斷の事由の終了した時から更に進行を始める(一五七・一)。即ち過去の時效期間を抹消して新に時效期間を計算することになる。

時效の停止

(3) 時效の停止とは時效期間が完了せむとする間際に至つてその満了を見合はせることである。停止は時效の進行を停めることは中斷と同様であるが、既に進行した時效期間を無益に歸せしむるものではない。時效が停止する間に中斷の手續をすれば勿論之によつて時效が中斷する。さうでない限りは停止期間の経過に因つて當然に時效が完成を告げる。

時效はその進行を始めてから中斷又は停止の事由があれば何回でも進行を止める。故に時效期間は何時まで長びくか知れない期間であり、又完成するかしないかさへもわからない期間である。これ除斥期間が豫定期間たるに對し著しい差異をなす點である(七五切)。

時效の完成

(4) 時效の完成とは時效期間の満了をいふ。時效は完成に因つて始めて一の獨立した法律事實となり、その附與せられた一切の効果を發生する。時效の完成は全然客觀的な事實であつて、當事者の意思を必要とせず、行爲を必要とせず、又その完成した事實を知ることすらも必要でない。

一二九 時效の中斷

中斷の種類

(一) 中斷の意義は前切に述べた。中斷事由は取得時効及び消滅時効に共通なもの(一般中斷事由)と、取得時効のみに特別なもの(特別中斷事由)とがある。特別中斷事由については後に譲り(一三五切)、此には一般中斷事由のみについて述べる。一般中斷事由に因る中斷を通常法定中斷と名ける。法律の定めた一定の行為に因つて中斷するといふ意味である。

中斷の事由

(二) 法定中斷の事由は次の如くである(一四七)。

(イ) 請求 此にいふ請求とは権利の主張の意味であつて、單に請求權の行使のみではない。何となれば請求權外の権利も時効に罹るからである。而して民法は種種なる請求方法について規定してをる。

(i) 裁判上の請求(九四) 訴に依つて權利を主張することを意味する。給付の訴に限らず、確認の訴、形成的訴をも含む。刑事訴訟又は行政訴訟に於ける附帶私訴をも含み、又反訴をも含む。但し訴訟上の抗辯は含まないとされる。

(ii) 支拂命令(一五) 民事訴訟法に規定する督促手續に依るもの之である(同法三八)。

(iii) 和解のためにする呼出(一五) 訴を起さむとする者の申立に因り裁判所が相手方

を和解のために呼出す場合である(民訴三)。

(iv) 任意出頭(上) 豫め期日の指定なくして當事者が裁判所に出頭して辯論をなす場合である(民訴三)。

(v) 破産手續参加(二五) 此に破産手續参加とは破産の申立(破一)をいふとする説と、破産債權の届出(破二)をいふとする説とがある。破産の申立丈では未だ權利主張の意思が充分に明白と云ひ難いから、後説を可とする。尙破産手續は破産法學者の通説に従へば一般的強制執行である。然るに民法は之を請求と見たのである。

(vi) 催告(三五) 此に催告とは裁判外に於ける權利の主張を云ふ。例へば履行の請求、物の返還の請求、相殺の意思表示はみな之に屬する。

(ロ) 差押(民訴五六) 假差押(同七三) 又は假處分(同七五)

(ハ) 承認 時効の利益を受くべき者が相手方の權利の存在する旨を表示するをいふ。相手方に對してなされる單獨行為である。明示たると黙示たるとを問はぬ。例へば辨濟の猶豫を乞ひ、利息を拂ふ如きは黙示の承認である。承認は設權的效力を有するものでないからし

て、相手方の権利につき處分の能力又は権限のない者でも有効に之をなしうる(一五六)。例へば準禁治産者、後見人、不在者の財産管理人の承認の如き之である。

中断の時期

(三) 時效中断を來す時期は中断事由に従つて異なる。

(i) 裁判上の請求は訴の提起があつた時に中断の效力を生ずる。権利拘束を生ずること即ち訴狀が相手方に送達せられることは必要でない。何となれば中断は當事者の行爲に因つて生ずるものだからである。

(ii) 支拂命令については、その申立(民訴三)に依つて中断を來すとする説と、送達(同三)に依つて中断を來すとする説と、送達せられたときは申立の日に遡つて效力を生ずとする説とがある。思ふにこの點に關して前の訴の場合と區別するは理由のないことである。

(iii) 和解のためにする呼出はその申請の時に中断の效力を生じ、(iv) 任意出頭は實際出頭した時に中断を來す。(v) 破産手續参加は債權届出の時に效力を生じ、(vi) 催告はその意思表示の通知が相手方に到達した時から中断の效力を生ずる。

(vii) 差押、假差押又は假處分についても依然その申請の時に中断を來すと解すべきである。

但し之等の處分が時效の利益を受くる者に對して行はれるのでない場合には、その利益を受ける者に通知した後に非ざれば中断の效力を生じない(一五五)。通知到達の時に中断を來す意味である。

(viii) 承認もその到達の時から中断の效力を生ずる。

(四) 上述の中断事由が存するにも拘はらず、時效の中断しないことがある。

(i) 裁判上の請求をなした後訴の却下又は取下のあつた場合(一四九) 訴の却下は不適法としての却下並に理由なしとしての却下を含む。訴の取下は被告の承諾なくして又は被告の承諾を得て之を行ふ(民訴一)。その外訴訟休止の結果訴の取下と看做される場合をも含む(同三)と解せられる。

(ii) 支拂命令が権利約束の效力を失つた場合(一五〇) 支拂命令の権利拘束は送達に因つて始まり(民訴三)、而して債務者が異議を申立てたに對し債權者が一个月内に訴を起さないと権利拘束が消滅する(同三)。但しそれは訴が地方裁判所の管轄に屬する場合であつて、もし區裁判所の管轄に屬するときは、異議の申立に因つて當然訴訟が區裁判所に繫屬することとなり、

中断を來さぬ場合

権利拘束は存続する(同三九〇)。この場合に於いては結局訴の却下又は取下によつて中斷の效力を生じないこととなる。

(iii) 和解のためにする呼出に相手方が應ぜず、又は相手方が應じて出頭はしたが和解の調はなかつた場合には、一个月内に訴を提起するに非ざれば中斷の効を生じない(一五一)。但し催告又は承認として中斷を來すことがありうる。

(iv) 任意出頭の場合に於いて和解の調はなかつたときも上に準ずる(同)。

(v) 破産手續参加に於いて債権者が之を取消し、又は債権者の請求が却下せられた場合(一五二) 破産債権調査の期日に於いて異議のなかつた債権は破産債権として確定し(破三、四〇)、異議ある債権については債権者が之を取消すか又は債権確定の訴をせねばならぬ(破二四四、二四五、二四七)。

この訴の取下又は却下が共に本條に屬する。因に破産廢止の決定(破三五二、三五三)は時效中斷の效力を失はしめない。

(vi) 催告は六个月内に裁判上の請求、和解のためにする呼出、任意出頭、破産手續参加、差押、假差押又は假處分の何れかをしなければ中斷の効を生じない(一五三)。第二の催告をな

すも中斷とならない。要するに催告は以上列記の中斷手續の豫備として六個月間時效期間を延長させる丈の效力を有つにすぎない。

(vii) 差押、假差押又は假處分が権利者の請求に因り又は法律の規定に反するために取消された場合(一五四)にも中斷を來さない。故に債務者の請求に因つて取消された場合には中斷の効を失はない(例、民訴五〇〇、五、四七、五四八)。

(viii) 承認には中斷の効を生ぜずして終はる場合がない。故にこれが最も確實なる中斷方法である。

以上列擧の事實を生ずるときは時效は嘗て中斷せられたことのないものとなる。而して時効は請求、差押等の時に中斷し、以上列擧の事實を生じた場合にはその効力が遡及して始から中斷しなかつたものとなると解せねばならぬ。

(五) 時效中斷の効力は、既に進行した時效期間を無益に歸せしむるにあること上述の如くである(前切)。しかしこの効力は只當事者及びその承繼人の間にのみ生ずる(一四八)。當事者とは請求、差押又は承認をなした者、及び之を受けた者である。差押等の効力が時效の利益を

受くる者に及ぶは第一五五條の結果である。承繼人とは當事者の特定承繼人をいふ(参照一二一切)。第一五五條の場合には受益者の承繼人にも準用される。この承繼人は本権並に占有の承繼人を含む。承繼人外の者でも特別規定に依つて時效中斷の效力を受ける者がある。不可分債務、連帶債務又は連帶保證に於いて一人に對する履行の請求は他の債務者に對しても效力を生じ(四三〇、四三三)、不可分債權に於ける一人の債權者のなした履行の請求も他の債務者のために效力を生ずる(四三二)。保證に於いては主たる債務者に對する時效中斷はすべて保證人に對して效力を生ずる(四四五)。中斷の效力の及ばざる者の重なる例は共有者(參照二八)及び共同占有者である。

時效の再進行

(六) 中斷した時效は中斷事由終了の時から更に進行を始めることも前に説いた(前切)。その中斷事由終了の時とは、(i)裁判上の請求の場合には裁判確定の時である(一五七・二)。尙訴訟中に和解の調つた場合にはその調つた時から時效が進行を始めると解せねばならぬ(民訴二二)。 (ii)支拂命令は上述の如く中斷の効なき場合の外は訴訟に移つてゆくか、又は假執行に至るべきものである(民訴三)。故に裁判上の請求か又は差押の場合に準ずることとなる。(iii)

和解のためにする呼出即ち訴訟前の和解の場合にも和解の調つた時から進行する。(iv)任意出頭の場合はこれ訴の提起の一場合であるから(民訴三)、裁判上の請求と同様になる。(v)破産手續参加の場合には破産手續終了の時から進行する。即ち通常は破産終結の決定の時が之である(破二)。終結決定後に於ける追加配當は時效中斷の效力に影響を及ぼさないと解する(三二下)。又強制和議の確定(同三)又は破産廢止の決定の確定(同五)の時にも破産手續は終了する。

(vi)催告の場合にはその通知が相手方に到達した時から進行する。(vii)差押、假差押、假處分の場合には之等の手續終了の時からである。差押は原則として配當の實施に因つて終了する(民訴六三九、七〇)。その他物の引渡(同五七四、七)、又は債權の取立又は轉付命令の送達(同六)に因つても終了する。債權者がその債權を取立てた時(同六)ではない。假差押又は假處分は配當に代はるべき處分に依つて終了する(同七五〇乃至七)。 (viii)承認の場合にも催告と同様到達の時から再び時效が進行を始める。

更に進行を始めるとは新なる時效期間が初まるといふ義である。故に以上列擧した終了事由のおこつた日は之を算入しない(一四)。

新に進行を始めた時効は新しい期間の時効であつて新しい時効ではない。即ち中断は單に期間の更新を來す丈であつて設権的效力はない。故に就中最初の時効期間が短期であつた場合には、中断に因つて長期時効とはならない。

1310 時効の停止

(一) 停止の意義は前述した(一二八切)。停止は常に取得時効及び消滅時効に共通であり、之に因つて權利を失ふ者のために適用せられる。停止を認むるは時効を中断することの不能又は困難なためであつて、それにも拘はらず時効を完成せしむることが酷だからである。

停止の事由

(二) 停止事由は法律に定められてをる。

(i) 時効期間満了前六个月内に於いて未成年者又は禁治産者が法定代理人を有せざる場合(一五八) 時効中断は既存の權利を保存するための行爲であるから無能力者も單獨で之をなしえなければならぬ。しかし中断方法は既述の如く相手方の承認を除く外は結局は裁判上の手續に依らねばならぬ。現行民事訴訟法は民法の許す範圍内に於いては無能力者單獨で訴

訟をなすことを否定してはゐないけれども(四三)、果して民法が時効中断のためにする裁判上の請求を法定代理人の同意なくして許すかは疑はしい。第四條の單に權利を得又は義務を免るる行爲に關する規定は直接には適用がない。恐らく民法は第一五八條に依つて、時効中断のためにする請求は未成年者單獨にはなしえないことを示したものであらうと解する。禁治産者については尙更のことである。

準禁治産者及び妻については本條の適用がない。妻は夫を有せざるに至れば直ちに能力者となるからして停止の必要がない。準禁治産者については催告を除く中断方法はすべて保佐人の同意を要する(一二iv、及びv、参照一二切)。それにも拘はらず今の場合に之を除外したのは適當でない。準禁治産者は自ら保佐人を選任することはできぬ(九〇)。已むなくば準禁治産者はまづ催告をなして時効を延期せしめておき、その間に保佐人を選任せしむる外はない。

尙本條の六ヶ月の期間は時効完成前最後の六ヶ月間繼續して法定代理人を缺く義であるとす説がある。しかし法文の主意は最後の六ヶ月に於いて法定代理人なきに至れば、直ちに時効を停止するに在ると思ふ。

(ii) 無能力者がその財産を管理する父母又は後見人に對して有する権利(一五九・一)これ主として未成年者又は禁治産者が法定代理人に對して有する権利である。しかし必ずしもそれには限らない。親権者に非ざる父母が子の財産を管理する場合、又は父母が保佐人として準禁治産者たる子の財産を管理する場合をも含む。何れにせよ本條の停止は無能力者が法定代理人を有せざる場合に限ることは法文の主旨からして明白である。準禁治産者には法定代理人がないから、保佐人をして財産を管理せしむる場合には時效を停止する一層の必要がある。準禁治産者は上述の如く保佐人の同意を得なければ中斷手續をなしえないからである。然るに父母が保佐人である場合の外は之に對して保護を與へられないのは缺點である。

尙本條の権利は債權たると物上請求權たるを問はぬ。

(iii) 妻が夫に對して有する権利(一五九・二) 夫が妻の財産を管理する場合たるを否とを問はぬ。妻は夫に對して時效中斷の手續をなすために夫の許可を受くることを必要とせぬけれども(vi七)、實際之をなすことは困難だからである。

夫の妻に對して有する権利についても時效を停止せしむるが至當であるが(參照七九二)、民法

は之を認めない。

(iv) 相續財産(一六〇) 相續財産に屬する一切の權利義務を含む。即ち相續人のために時效が停止するのみならず、相手方のためにも停止する。相手方は特別代理人に對して中斷手續をなしうるからして(四六)中斷が不可能ではないが、裁判外の中斷手續をなす方法がないためにこの保護が與へられるのである。

(v) 時效期間満了の時に當つて天災その他避くべからざる事變のために中斷をなすこと能はざる場合(一六一) 避くべからざる事變とは不可抗力の義であると解する。故に不可抗力に關する客觀説と主觀説とに従つて見解を異にする。何れにせよ單に本人に通常の過失なきこと丈では足りない。中斷をなし能はざるとはすべての中斷方法が不可能な意味である。時效期間満了の時に當つてこの事由あることを必要とする。即ち期間計算法に従つて計算した満期日(三・二四)にこの障害がなくてはならぬ。

(三) 時效停止の期間は以上の停止事由に因つて同じくない。(i)法定代理人の欠缺の場合には無能力者が能力者となり又は法定代理人が就職した時から六ヶ月である(一五八)。

(ii) 無能力者が父母後見人に對して有する権利も、上と同様に能力者となり又は法定代理人が就職した時から六ヶ月である(一五九・一)。但し前とは異つて期間満了前六ヶ月内に法定代理人を缺くことを要件としてゐないからして計算法に差違を來す。

(iii) 妻が夫に對して有する権利は婚姻解消の時から六ヶ月である(一五九・二)。故に婚姻取消の場合には取消と同時に時効が完成する。(iv) 相続財産については相続人の確定(一七〇)、管理人の選任(五二〇)、又は破産宣告(破一三九、一三三)の時から六ヶ月である(一六〇)。(v) 又事變に因る停止は妨碍の止んだ時から二週間である(一六一)。

以上の期間は停止事由消滅後に時効完成期に達した権利にも適用されるか否か疑がある。例へば婚姻解消後六ヶ月内に完了期に達し、天災終了後二週間内に完成期に達する権利は、解消後六ヶ月内、事變後二週間内は時効完成しないかの問題之である。第一五八條の場合を除く外はすべてその適用がないと解する。

停止の效力
(四) 時効停止は既述の如く完成の際に至つて完成を見合はせるものであるから、停止期間の終了と共に當然時効が完成する。

第三項 時効の效力

一三一 時効の效力

権利の發生消滅

(一) 時効の效力は即ち権利の發生又は消滅である。取得時効に於いては從來権利者の如く振舞ひながら實は権利者ではなかつた者が眞正の権利者となる。又消滅時効に於いては権利者が行使せずに来た権利が全く消滅し、義務を負擔してゐた相手方は全くその負擔を免れる。(尙一三六、一四〇切参照)。

かくの如く吾民法に於ける時効は権利の發生消滅を來すものである。然るに或は之を以つて權利得喪の推定を生ずるに過ぎずとし、或は訴權を失はしむるに過ぎないとし、又或は單に抗辯權を與ふるものに過ぎないとする立法例がある。之等の見解は何れも吾民法の解釋上は之を容れる餘地がない。

時効の效力はその起算日に遡る(一四四)。時効期間の起算日に権利が發生し、又は

消滅したものと看做す意味である。この起算日についても通常は初日が省算される(一四)。但し午前零時から始まれば之を算入する(参照一三九切)。

遡及効の結果として、取得時効に於いては新権利者が起算日以後になした處分はすべて有効であり、果實も之に歸屬し、時効完成前に發生した賠償請求權をも取得する。之に反し舊権利者のなした處分はすべて無効となる。但しその間にもし取得した物があるならば、それは持出すに及ばないこと勿論である(一八)。消滅時効に於いては從來の権利者のなした處分が無効となる。

一三三二 時効の援用

(一) 時効は當事者が援用しないと、裁判所が時効に依つて裁判をなすことを得ない(一四五)。時効の援用とは完成した時効の效力を主張する意思表示をいふ。

この規定の意義については頗る議論となつた。(イ)或はこの規定を理由として、吾民法の時効も權利得喪の原因ではなく單に抗辯權を與ふるに過ぎないとされた。乍然この見解は到底

時効援用の意味

民法の明示的な立言と相容れない(一六六、一六七以下)。(ロ)或は時効は援用を解除條件として權利の得喪を來すとする説がある。もしこの解除條件を遡及効なきものとするや奇異な結果に陥る。しかし援用に遡及的解除の效力があることは當然には結論しえない。(ハ)或は反對に援用を停止條件と解する説がある。之に依ると援用のない間は全く權利が發生しないことになる。もし權利者としての行動は既に時効完成前から執つてゐたのであるから之を默示の援用であるとする、この説は意味がないことになる。(ニ)或は援用は權利の取得又は喪失を確定せしむるものであるとする説がある。これ恰も取消しうべき行為の追認と同性質と見たものであつて、敢て不可なるところはない。しかし(ホ)この規定を文言通りに解して、單に當事者の援用しない時効を裁判の材料とするを得ないことを裁判所に命じたにすぎないとする見解が早くから行はれてをる。恐らく正當な見解と思ふ。元來裁判所は當事者の提出しない事實を斟酌し、之を裁判の基本となすことを得ないのは辯論主義の當然の結果であつて、特に時効に限つたことではないと思はれる。例へば當事者が賣買に因つて權利を主張してをるのに、相續を理由として裁判をすることは本來許されないことではないかと思ふ。本條は時効についてこの

辯論主義の當然の結果を言明したものと見て妨げなからうと思はれる。

當事者の意味

(二) 本條を以つて訴訟上の制限を定めたとすると、當事者といふ語は訴訟の當事者であることが明白である。即ち所謂時効の當事者(一二五切)に限らず、利害關係を有するすべての者が訴訟に於いて時効を援用することをうる。

時効の援用は完成した時効の效力を主張するものであつて、事實の主張であるから、第一審及び第二審に於いて之をなすことをうる。

時効を援用しなかつた場合でも只訴訟上の不利益を蒙るに止まる。就中時効の不援用は次に述べる時効の拋棄ではない。

一三三 時効の利益の拋棄

時効の利益の意義

(1) 時効の利益は豫め之を拋棄することを得ない(一四六)。時効の利益とは時効完成に因つて権利を取得し、又は義務を免れることをいふ。時効期間の進行はこの意義の利益に近かきむるものであつて、その意味に於いて又時効期間の進行は、時効に因つて権利を得又は義務を

豫め拋棄の意味

免れる者にとつて利益である。故に時効の利益の拋棄とは時効完成に因つて生ずる利益の拋棄を意味すると同時に、時効期間の拋棄をも意味する。而して豫めこの拋棄をなしても無効である。時効の進行前、特に契約の際、之を拋棄することも、亦進行を始めた後將來の期間を拋棄することも、共に此にいふ豫めなすところの拋棄である。

豫め拋棄することを禁じた理由は、時効が公益上の制度であると、又特にもし之を許すときは窮境に在る債務者は債権者の求むるが儘に之を拋棄し、時効制度の目的を達し難いからである。

經過後の拋棄

(2) 既に經過した時効期間を拋棄することも時効の利益の拋棄である。それは法文の禁ぜざるところであるのみならず、相手方の権利の承認は即ちこの意味の拋棄であつて、これ時効中斷の一場合に外ならない。

完成後の拋棄

(3) 然るに時効完成後に至つても時効の利益を拋棄しうるものが、通説に依つて認められてをる。時効完成後に於ける時効の利益とは、時効に因つて権利を取得し又は義務を免れたことを指す。之を拋棄すといへば、一度生じた権利を生ぜなかつたものと見、一度消滅した権利

を消滅しなかつたものと見ることに外ならぬ。かくのごとき内容の債権契約をなすことの自由なるは言を俟たぬ。しかし單獨行為に依り、而も物権的效力を以つて、かかる拋棄をなしうるがためには必ず法律の根據がなくてはならぬ。而して第一四六條の裏面解釋丈ではこの根據とするに充分でない。何となれば上述した期間經過後の拋棄も、又次に述ぶる時効に因つて發生した權利の拋棄も、共に本條の裏面解釋中に含まれるからである。

時効を掠奪であるとする考が有意無意に時効制度を出來うる限り狭く解する傾をもたせた。時効の援用を以つて時効の實體的效力の制限であるとするも、時効完成後に遡及効を有つた拋棄を許すとするも、共にこの思想の發現に外ならぬ。かくして時代人の考が法となつて行く。民法を正しく讀んだとしてもそれが直ちに法ではない。

(4) 時効の利益の拋棄の一種に時効に因つて生じた權利の拋棄がある。一度發生した權利を將來に向つて消滅せしむる意思表示であつて、それは權利拋棄の一般の原則に従つて有效である。同様に時効に因つて消滅した權利を將來に復活せしめうるかの問題が残る。恐らく消極に解すべきものであらう。

第二款 取得時効

一三四 取得時効の要件

(一) 取得時効は權利者に非ざる者が權利者として行動することを要件とする(一二四切)。故に實際權利者であるときは自ら權利者に非ずと信じたとしても時効の問題は生じない(例、無主物先占者が横領の意思を有した場合)。之に反して實際權利者に非ざる者が權利者と信じた場合には時効の問題となる。寧ろこの場合を保護することが時効制度の本來の主旨にちがひない。しかし自ら權利者に非ずと知つた場合にも時効は適用される(例、盜賊)。さうしないと現在の生活が不安定となるからである(一二七切)。

(二) その行使せられる權利が財産權であることを必要とする。これ時効に因つて取得しうる權利は財産權に限るからである(一二五切)。

(イ) 非財産權が取得時効の目的とならぬことは、既に述べたごとく(一二五切)徹底的に認

時効に罹らぬ權利

められてゐる。たとへ財産的價値ある権利でも身分に専屬するものは時効に因つて取得することを得ない。例へば扶養を受くる権利(七四七、七九、九五、四、七九)、夫又は女戸主の用益並に管理權(七九、九、八〇一)、親權者又は後見人の財産管理權(八八、四、九二、三)の如き之である。

次に財産權は時効に罹るのが原則であるが、しかし例外のあることを前に述べた。その取得時効に因つて取得し得ざる財産權は次の如くである。

(ロ) 占有權(一二五切)

(ハ) 不繼續又は不表現地役權(三二八)

(ニ) 一回の行使に因つて消滅する権利 時効は自己の権利として一定の長期間行使を續けることを要件とするからして、只一回の行使に因つて消滅すべき権利は時効の觀念と相容れない。例へば取消權、撰擇權の如き之である。

乍然時効の要件たる権利としての行使とは、後述するが如く占有又は準占有をいひ、即ち權利の主張も亦權利の行使に外ならぬ。故に反覆して主張しうる権利は此にいふ一回の行使に因つて消滅する権利ではない。一回の給付を目的とする債權は之に屬する。これは原則に依つて

時効に罹る。

(ホ) 従たる権利は單獨に時効に因つて取得することを得ない。例へば要役地所有者に非ざる者は地役權のみを取得することはできない(二八)。

従たる権利も主たる権利と共に時効に罹る。それには主たる権利を時効に因つて取得すれば當然従たる権利も發生する場合があり(例、先取特權)、又主たる権利とは別に取得時効の要件を具へねばならぬ場合もある(例、地役權)。

擔保權の取得時効

擔保物權は時効に罹るか否かが疑はれてをる。その従たる権利であることからして、單獨で時効に因つて取得しえないことは明白である。主たる権利と共にする場合に就いて見るに、留置權は物の占有に因つて當然發生する権利であるかして(五二九)時効の觀念とは相容れない。先取特權は主たる権利が時効に因つて發生すれば之に伴つて先取特權をも取得するからして(三〇六、三二二)、時効に罹るといふも罹らぬといふも共に實益がない。質權者は債務者又は第三者から受取つた物の占有者であり(三四)、即ち自己のためにする意思を以つて質物を取得する者であるからして、一定の長期間その状態が續けば質權が發生すると解せざるを得ない。質物の占有

は質権の行使ではないとする説があるが、取得時効の要件たる権利としての行使中には占有を含むこと後述する如くである。質権と全く同様に抵当権も時効に因つて取得しうる。只物の占有の代りに債務者又は第三者の擔保供與行爲あることを必要とする丈である(三六)。例へば無効の意思表示に因る抵当権設定の如きはその著しい例である(九三乃至九五)。この場合抵当権者の準占有意思は抵当権の主張に因つてのみ發表されるのではなく、主たる債権の主張に因つても亦發表される。

目的の適法、
確定、可能

(三) 又その行使せられる権利が、権利として有効に成立しうるものでなくてはならぬ。換言すれば権利の目的が確定、可能、且適法でなくてはならぬ。

(一) 権利の内容が不明な場合には、目的不定の原則に依り権利が成立しない。例へば不定不時に私人の邸内を通行する公衆は通行権を時効取得しない。

(二) 権利能力なき物の占有(例、大洋上の漁業権)は権利の目的が不能であるから時効取得しえない。物の一部の上に取得時効が行はれるか否かも一部の支配が可能なるや否やに因つて決すべきである。例へば一筆の土地の一部は時効取得をなしうるが、一戸の家の一室は時効取得をなしえない。

得をなしえない。

(三) 目的の不法の場合にも亦同様である。法律の認めざる権利は之に屬する。例へば動産上の抵当権は時効取得しえない。又不融通物の所有権も同様である。

公用物と時
効

但し公用物との關係については場合を區別して考へなければならぬ。公用物その物は不融通物であつて(六七切)之を時効取得しえないこと明白である。しかし公用が廢されれば最早公用物ではないのだから、時効に因つてその所有権を取得しうることも明白である。それは單に行政行爲に依つて公用が廢止せられた場合(例、廢道處分)丈でなく、個人の占有に因つて自然に公用が廢滅した場合にも認めねばならぬと思ふ。例へば村有の耕道が田畑中に取込まれて自然に消滅した場合の如き之である。公用物は公用に供せられてゐるからして公用物であつて、既に公用を失つてまでも公用物ではないからである。次に公用物が個人の私有に屬する場合(參照六七切)に於いては、その公用を負うた儘で時効取得しうることも疑のないところである。例へば學校が私人の土地に建てられてをる場合に、所有者に非ざる者が繼續して使用料を受取つてゐたときの如き之である。

権利として
の行使
第一六三條
と第二〇五
條との異同

(四) 取得時効は権利者に非ざる者が権利者として行動することを要件とする。権利者として行動するとは物を占有し又は自己のためにする意思を以つて財産権を行使する義である(一六三)。(一六三)。即ち占有又は準占有を指すに外ならぬ(一八〇)。(二〇五)。然るに第一六三條と第二〇五條との關係については疑義を生じ易い。兩條の用語が同一なことからして全く同一の内容を有するが如くに誤解され易いからである。乍ら準占有とは物の所持を必要とせざる権利の占有の義であつて、その行使に物の所持を必要とする権利についてはすべて占有権が成立する(例、所有權、地上權、永小作權、留置權、賃借權等)。このことは既に第一八〇條と第一八六條との對比に依つても明白なところである。今も第一六三條の財産権の行使を準占有の意味に解するとすると、所有意思を有せざる固有の占有者は時効の保護を受けないこととなる。その不合理なことは云ふまでもない。故に同條中には他主占有と準占有とを併せ含むと解せざるを得ない。要するに時効の要件たる権利としての行使とは、固有の占有が成立する場合には占有、然らざる場合に於いては準占有をいふものであることが知れる。

而して時効の要件たる占有又は準占有は、(i)その所有の意思を以つてする場合(自主占有)たると、所有意思の外の自己のためにする意思(他主占有)たるとを問はぬ(一六二、一六三)。只(ii)必ず平穩且公然の占有でなくてはならぬ。即ち隱祕占有又は強暴占有は時効の保護を受けぬ。之に反して、(iii)惡意又は過失ある占有も時効の保護を受ける。只占有の始め善意無過失であつた場合には特別の取扱を受ける。即ち不動産占有の始に於いてこの要件が具はると短期の時効期間に因つて権利を取得する(一六三・二)。之に因つて短期時効と長期時効とが區別される。又動産占有に於いて同一の要件があると即時に権利を取得する(一九)。即時時効と稱せられるものが之である。準占有の始にこの要件の具はつた場合については、稍疑はあるが、短期時効の保護を受くるものと解する。

占有者は所有の意思を以つて善意、平穩且公然に占有するものと推定される(二〇五・一)。無過失については規定がないけれども、過失は之を主張する者に於いて證明せねばならぬとするが確定の原則である。

(五) 時効は以上の要件を具へた占有又は準占有が一定の期間繼續することに因つて成立する。時効期間については大切に述べる。前後兩時に於いて占有をなした證據があると、占有は

その間繼續したものと推定される(二八六・二)。故に時効を主張する者は現に占有をなすことと、今から一定期間前に占有をなしたことを證明すればよい。

一三五 取得時効の期間及びその中斷

(一) 取得時効の時効期間は長期時効は二十年、短期時効は十年である(一六三)。この區別は只占有の始に於いて善意又は過失のあつたと、善意無過失であつたとに依る區別であること既述の如くである。故に占有中に権利なきことを知つても短期時効は長期時効には變じない。

法定中斷及び停止

(二) 上述の時効期間は中斷又は停止に因つて伸張を來す。その中斷及び停止にはすべて第二項に述べたところが適用される(二一九、一三〇切)。

期待權者の時効中斷

然るに始期附又は停止條件附の權利を有する者は、その權利の目的物を占有する第三者の取得時効を中斷しうるか否かについて疑を生ずる。民法は既に之等の權利の保存をなしうる旨を規定した(九二)。その規定に依つて之等の權利者が時効中斷行爲をなしうべきことは明白である。只それは之等の權利者自身のなす行爲に限つてをり、相手方たる占有者の行爲を求めら

べきか否かについては疑の餘地がある。故に更に規定を設けて、權利者は時効中斷のため何時にても占有者の承認を求むることを得るものとした(一六六・二)。

此に條件附權利とは所謂期待權の義であつて、停止條件の成就に因つて發生すべき權利、並に解除條件の成就に因つて權利消滅の結果として得るところの權利を含む(一一二切)。又始期附權利とは停止期限の到來に因つて發生すべき權利であると解せねばならぬ。何となれば履行期限附の權利は既に發生した完全な權利であつて、その權利者は第一五六條に従つて占有者の承認を求めうべきことは疑がないからである。消滅期限の到來に因つて利益を受くる者には、その將來の權利のために承認を求むる權利が與へられてをらぬと解する外はない。

本條にいふ時効中斷のためにする承認とは第一五六條の承認のことであつて、承認を求むる權利はその有するところの原權利の効果に外ならぬ(後述定期金債權者の承認書請求權參照、一三九切)。

自然中斷

(三) 取得時効には上述の法定中斷の外に自然中斷と稱せられるものがある。即ち占有者又は準占有者が任意にその占有を中止し、又は他人のために之を奪はれた場合には時効の中斷を

來すこと之である(一六四、一六五)。

占有の中止とは占有意思の拋棄、及び所持の拋棄をいひ、共に占有権又は準占有権の消滅を來す(二〇三、二〇五)。占有を奪はるといふは第二〇〇條の占有侵奪のことに外ならぬ。占有侵奪に因つて直ちに時効が中断せられるごとく見えるが、通説は占有回収の訴をこした場合には中断を來さないものと認めてをる。蓋しこの場合には占有権が消滅しないからであらう(三〇)。即ち占有の侵奪に因つて時効は中断を來し、法定期間内に回収の訴が提起せられたときは(二〇)、その効力が遡及して嘗て中断しなかつたものとなるのだらう。

以上の外の占有要件の變更は時効に如何なる影響を及ぼすか明でない。特に他主占有の意思が自主占有に變じた場合、平穩及び公然占有が強暴又は隱秘占有に變じた場合、又所持の拋棄又は侵奪でなくその遺失の場合の如き之である。上述した推定(六八)が覆されない場合には、之等の變更が時効の進行を妨げざること勿論である。しかし反證の擧げられた場合には之をどう解すべきものか。もし民法が是等の場合を故意に除外したものとすれば、之等の場合には中断を來さないとするか、又は占有の拋棄又は侵奪は時効の中断を來し、之等の場合には要件の欠

缺に因つて時効その者が消滅するべきだらう。しかしそのどちらもが不自然な見解であることは解し易い。恐らくは民法は只顯著な場合丈に著眼して規定をなしたのであつて、その他の場合と雖も、苟も時効の要件を缺くに至ればすべて中断を來すと解すべきものと考へる。

かく解するときは、結局自然中断とは時効の要件の欠缺をいふのであつて、従つてその効力は時効期間の更新たるに止まらず、時効その者を消滅させる効力を有つとなさざるを得ない。これ前に述べた法定中断と根本的に異なる點である。

法定中断は當事者及び承繼人の間にのみ効力を有するに反し、自然中断は何人に對しても効力を有する。

自然中断も法定中断と同じく中断事由の止んだ時からして改めて進行を始める。

一三六 取得時効の効力

(一) 取得時効は權利を發生せしむる法律事實である。その權利は取得時効に基いて新に發生する權利であつて、既存の權利が移轉するのではない。即ち取得時効に因る權利取得は原始

取得である。このことは時効が無権利者をして権利を取得せしむる制度であることからして明なことであつて、特に無効の行爲に因つて占有を初め、又は無権利者からその権利を譲受けた場合を見れば明白である。又もし繼受取得だとすると、時効に因つて取得する権利は前の権利と同じ範圍を有せねばならない。かくの如くば時効制度の目的は達せられなくなる。

時効は権利の原始取得であるからしてその新権利と兩立しない権利はすべて消滅する。就中新権利が所有権であると、従來の所有権は必然的に消滅する(一二五切)。その所有権に課せられた他物権又は債権も従來の所有者の設定したものはみな消滅する。只新所有者の意思に出たものは遡及効に因つて初から有効となる。新所有者が時効完成前に設定した権利、及び占有の當初から負擔して來た権利が即ち之である。

又時効に因つて取得する権利が所有権外の権利であると、従來の所有権はその儘存續し、而して時効進行の始に遡つてこの権利を負擔したものととして取扱はれる。この取得する新権利と兩立しない他の権利はすべて消滅する。

公用物

例外として公用物については、その公有物たる場合には公用を廢せざる限り時効に因つて取

時効と登記

得しえず、又私有物たる場合には公用を負擔した儘で時効取得をなしうることを前に述べた(一二三四切)。即ち取得者の之を負擔する意思の有無に拘はらずその負擔が有効である。

(二) 時効に因つて不動産上の権利を取得した場合には、登記法の定むるところに従つて登記をしなければ第三者に對抗することを得ない(一七)。此にいふ第三者とは前述した時効の當事者及びその包括承継人の外の者をいふと解すべきである。尙時効に因る取得は原始取得ではあるが、登記については之を繼受取得と同様に取扱ひ、その不動産が既登記ならば移轉登記、未登記ならば保存登記をなすべきものとされる。

第三款 消滅時効

一三七 消滅時効の要件

(一) 消滅時効は権利者がその権利を行使せざることを要件とする(一二四切)。権利者であれば自ら知ると知らざるを問はぬ。代理人に依つて行使するはこれ権利者が行使するのであ

る(特に代理占有二〇五)。無権代理人の権利の行使についても一般の原則が適用される(一〇六切以下)。

時効に罹らぬ権利

(二) (1) 権利の種類は原則として財産権であるが、非財産にも消滅時効に罹る権利のあることは既に前に述べた(一二五切)。反対に財産権でも消滅時効に罹らぬものがある。今消滅時効の目的となりえざる権利を列挙すると、次の如くである。

(イ) 非財産権は第一二五切に掲げた例外の場合の外はすべて時効に因つて消滅しない。たとへ財産的価値を有するものでもさうである。第一三四切に掲げたものは之に属する。

(ロ) 占有権(一二五切)

(ハ) 所有権(同切)

(ニ) 従たる権利は主たる権利と同時になければ時効に因つて消滅しないものがある。その重なるものは隣地権(二〇九)、共有物分割請求権(二五六、二六四)、撰擇権(四〇六、四〇九)、その他各種の坑辯権(五三三、五三九、五四〇)の如き之である。

しかし従たる権利の中には主たる権利と離れて單獨に時効消滅をなすものがある。例へば地

役権、利息請求権の如き之である。

擔保権の消滅時効

擔保権は主たる債権と共でなければ時効に罹らぬとする説がある。留置権、動産上の先取特權、又は質権は占有を失へば消滅するゆゑ(三〇二、三三三)、この場合には時効の問題はおこらぬ。

問題となるはその物が當事者の占有に存しつづ主たる債権よりも先つて時効に罹る場合があるかの點である。しかし民法が不動産上の先取特權、不動産質権及び抵當權につき、第三者に對しては主たる債権に先つて時効に罹りうることを認めてをることは、恐らく疑がないと思ふ(三四一、三六六、三九七)。

(2) 消滅時効に罹る財産権を請求権に限るとする立法例があるが、日本民法に於いては支配權たると請求權たると形成權たるとを問はぬ。又登記せられた権利は時効に罹らぬとする主義も吾民法に於いては行はれない。登記は單なる公示方法であつて之を権利の行使といふことはできなう。

権利の不行使

(三) 権利者が権利を行使しないと、恰も取得時効の反對に占有又は準占有を失ふ義に解すべきである。固有の意味の権利の行使即ち権利の内容の實現をなす場合に於いては、消滅

時効は進行せぬこと勿論であるが、更に自己のためにする意思を以つて物又は権利を所持する場合に於いても消滅時効の要件を缺くと思ふ。その最も著しいのは相手方に對して権利の承認を求むる場合之である(六^{一五})。その他例へば通行権者が道普譜をなし、借地権者が繩張をなし、見廻りをなし、債権者が辨済を不當と思ひ違へて拒絶する等何れも此に所謂権利の行使である。之に反して登記の存すること、又は租税を納むること等は権利の行使ではない。登記の公示方法に過ぎざることとは上述した。租税はたとへ権利者なるが故に課せられる場合でも、之を納付するは権利者たること(権利の存在上の効力)の主張は含むけれども、権利の實現(内容上の効力)の主張は含んでゐない(參照緒論七、一四切)。

消滅時効の要件たる権利の不行使はその原因の何たるを問はない。権利者の故意又は過失に出でたると、又権利者たることを知らざるがためであると否とは、何等消滅時効の進行に影響しない。

一三八 消滅時効の期間

消滅時効の時効期間は取得時効のやうに簡單でなく、非常に多くの場合がある。民商法に通じてその期間を集めると凡そ次の如くである。

- (1) 二十年の時効
- (i) 債権又は所有権を除いた財産権(一六七・二)
- (ii) 取消しうべき行爲の取消権は行爲の時より二十年(長期)、又追認をなしうる時より五年(短期)(六^二)
- (iii) 定期金債権は第一回の辨済期より二十年(長期)、最後の辨済期より十年(短期)(一六八・一)

定期金債権とは、(イ)或は一個の債権が定期に分割されて辨済されるものをいふとする説がある。之に依ると代金の割賦拂は定期金である。しかしこの説は定期金の沿革的觀念と相容れない。(ロ)或は定期金債権は一個の獨立な基本債権から定期に辨済すべき枝債権が生ずるとする説がある。之に従ふときは利息債権は定期金ではない。しかしこの見解は民法の用語と調和しない(四^{三七})。(ハ)思ふに定期金は獨立の債権たることを要せず、只主たる債権から分離

してもよくその存在を保ちうる債権であると解すべきであらう。即ち利息、地代、小作料、借賃の債権はみな定期金債権である。何となれば之等はその原権から離れて譲渡しうるからである。純粹に獨立な定期金債権は例へば終身定期金である(六八九以下)。

定期金債権の長期時効の起算點は辨濟を怠つた第一回の時とする説があり、又第一回の辨濟期とする説がある。すべての他の場合に辨濟期から時効が進行するところを見ると、この場合にも同様に解するが適當である。

尙本條は定期金の基本債権について規定せるものであつて、毎期に生ずる各個の枝債権には第一六九條が適用される。

(v) 承役地占有者の取得時効の結果として生ずる地役權の消滅時効(三八九、三九〇)

(v) 債權者の取消訴權は取消しうべき行爲の時より二十年(長期)、債權者が取消原因を覺知した時より二年(短期)(四三、四六)

(vi) 不法行爲に因る賠償請求權は行爲の時より二十年(長期)、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時より三年(短期)(七二、四)

(vii) 相續回復請求權は相續開始の時から二十年(長期)、又相續人又はその法定代理人が相續權侵害を知つた時から五年(短期)(九六、六)

(2) 十年の時効

(i) 債權(一六七・一) これ債權の原則的消滅時効期間である。しかし甚だ例外の多いことは此に列記する大部分が債權であることに因つて知られる。

(ii) 定期金債權の短期時効(前掲)

(iii) 詐欺又は強迫に因る隱居の取消權は隱居届出の時より十年(七五、九・三)

(iv) 相續の承認又は拋棄の取消權は承認又は拋棄の時より十年(長期)、追認をなしうる時より六ヶ月(一〇三、三・三)

(v) 遺留分減殺請求權は相續開始の時より十年(長期)、遺留分權利者が相續開始及び減殺原因を知つた時から一年(四一、四一)

(3) 五年の時効

(i) 取消權の短期時効(前掲)

(ii) 年又は之より短い時期を以つて定めたところの金銭その他の物の給付を目的とする債権(一六九) これ利息、借賃、小作料、地代、給料等、月拂、半季拂、年拂の如く定期に支拂はれる債権をさす。(例外、一年の時効、下述)。

(iii) 辯護士、公證人及び執達吏の職務に關する債権はその原因たる事件中の各事項終了の時より五年(長期)、又事件終了の時より二年(短期)(一七二) この長期時効は只その各事項について報酬を約した場合のみに適用される(例、第一審辯護料)。

(iv) 親權を行つた父、母又は親族會員と子との間に財産管理について生じた債権(八九)

(v) 後見人、後見監督人又は親族會員と被後見人との間に於いて後見に關して生じた債権(九四)

(vi) 相續回復請求權の短期時効(前掲)

(vii) 商行為に因つて生じた債権(商二八五) これ原則であつて下に擧ぐる如き例外が多い。尙民法の時効も五年より短いものはみな商行為債権にも適用される(同條参照)。

(4) 三年の時効

(i) 醫師、産婆及び藥劑師の治術、勤勞及び調劑に關する債権(一七〇i)

(ii) 技師、棟梁及び請負人の工事に關する債権は工事終了の時から三年(一七〇ii)

(iii) 辯護士、公證人及び執達吏がその職務に關して受取つた書類についての責任は事件終了又は職務執行の時より三年(一七一) 責任を免るとは書類の返還を求むる物上請求權が消滅する義とする説と、之を保管せしむる債権が消滅する義とする説とがある。前説に従へば書類の所有權が消滅することとなり、所有權は消滅時効に罹らぬとの原則が破れることとなる。故に後説が適當と思ふ。

(iv) 不法行為債権の短期時効(前掲)

(v) 手形の引受人又は約束手形の振出人に對する債権は満期日より三年(商四四三)

(5) 二年の時効

(i) 辯護士、公證人及び執達吏の職務に關する債権の短期時効(前掲)

(ii) 生産者、卸賣商人及び小賣商人が賣却した產物及び商品の代價(一七三i)

(iii) 居職人及び製造人の仕事に關する債権(一七三ii)

(iv) 生徒及び習業者の教育、衣食及び止宿の代料に關する校主、塾主、教師及び師匠の債權(一七三iii)

(v) 債權者の取消訴權の短期時効(前掲)

(vi) 保險金額支拂の義務及び保險料返還の義務(商四一七、四、三三、六五三)

(6) 一年の時効

(i) 月又は之より短い時期を以つて定めた雇人の給料(一七四i) 但し月拂より長いときは五年の時効(前掲)。

(ii) 勞力者及び藝人の賃金及びその供給した物の代價(一七四ii)

(iii) 運送賃(一七四iii)(參照、下述viii)

(iv) 旅店、料理店、貸席及び娯遊場の宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代價並に立替金(一七四iv)

(v) 動産の損料(一七四v) 定期に支拂はざる場合と解する(參照、五年の時効ii)。

(vi) 遺留分減殺請求權の短期時効(前掲)

(vii) 善意の運送取扱人又は運送人の責任は荷受人が運送品を受取つた日又は引渡さるべかりし日から一年(商三二八、三四九)

(viii) 運送取扱人又は運送人の委託者又は荷受人に對する債權(商三二九) 之には運送賃外のものを含む。

(ix) 質入證券所持人の預證券所持人に對する債權(商三七四)

(x) 寄託物の滅失又は毀損に因つて生じた善意の倉庫營業者の責任は出庫の日又は滅失の通知を發した日から一年(商三八三)

(xi) 保險料支拂義務(商四一七、四、三三、六五三)

(xii) 手形所持人のその前者に對する償還請求權は支拂拒絶證書作成の日から一年(商四三)

(xiii) 手形裏書人のその前者に對する償還請求權は償還をなした日から一年(同條)

(xiv) 船舶所有者の備船者、荷送人又は荷受人に對する債權(商六一八、六三九)

(xv) その他船舶所有者の責任は陸上運送人に同じい(商六一九、三二八)。

(xvi) 共同海損に因つて生じた債權はその計算終了の時から一年(商六一)

(xvii) 船舶の衝突に因つて生じた債權(同條)

(xviii) 海難救助料の請求權は救助の時から一年(商六五二ノ一六)

(7) 六ヶ月の時効

(i) 相續の承認又は拋棄の取消權の短期時効(前掲)

(ii) 質入證券所持人の同證券裏書人に對する請求權は寄託物につき辨濟を受けた日から六

ヶ月(商三七四)

(iii) 質入證券裏書人のその前者に對する請求權は償還をなした日から六ヶ月(同條)

一三九 消滅時効の進行及び中斷

(一) 消滅時効は權利を行使することをうる時から進行する(一六六・一)。即ち支配權はその支配をなしうべき時、形成權はその目的たる行爲をなしうべき時、又請求權はその請求をなしうべき時から上述の時効期間が起算される。故に未だ權利が発生しない場合には時効は進行しない(例、條件附權利又は遺贈を受くる權利)。又既に權利は發生しても之を行使しえない間

は時効は進行しない。例へば擔保權は主たる債權が辨濟期に至らざる間は之を行使しえない。不作爲を目的とする債權は侵害行爲の行はれるまでは未だ之を行使しえない。作爲を目的とする債權に履行期限が附せられた場合には期限前には之を行使することを得ない。又すべての權利に法定期限の附せられた場合にはその期限前には之を行使することを得ない(例、二七六、六、一〇、六二七等)。如何なる時期から權利は行使しうべきものであるか時として疑となるを免れない。故に民法は多くの場合に於いて消滅時効の進行期を定めてをる。前切に一一それを附記した(その他、二九一)。權利を行使しうるや否やは只法律上行使の要件が具はつたか否かについていふものであつて、事實上行使しうると否とは之を問はぬ。故に不可抗力に因つて行使しえざるときでも時効は進行する(參照四、一三)。勿論義務者の側に遲滯の存することは權利者の權利を行使しうるや否やの問題とは没交渉である(參照四、一二)。

消滅時効の期間の計算法について初日を算入すべきや否やが議論となつたことがある。權利を行使しうべき日は既に午前零時より之を行使しうるからして、初日は之を算入すべきものである。辨濟期日を定めた場合には、その期日は債權者のためにも既に權利を行使しうべき日で

ある。

尙消滅時効が未だ進行を始めない間でも、その権利の目的物につき他人の取得時効の進行しうるは勿論のことである。民法が始期附又は停止条件附権利についてこのことを規定してをるは蛇足である(六二六)。これは只將來の権利者に中斷をなす権利を認めたと同條但書の誘引規定にすぎない(參照一三五切)。

停止又は中斷

承認請求權

(二) 消滅時効の停止又は中斷にはすべて一般規定が適用せられる(一一八切以下)。然るに民法は定期金債権者は時効中斷の證を得るため何時にてもその債務者の承認書を求むることをうる旨を規定してをる(一六八・二)。他の債権者は承認書を請求しえない義ではない。又本條の権利が請求權以上の強力な権利であると解することも穩當でない。権利者が相手方に権利の承認を求めらべきことはその権利の當然の効果であり、特に一部辨濟者に承認書を請求する權利のあることは、債權證書の返還請求權が全部辨濟者のみに與へられてをることからも(四八)論結せられねばならぬ。本條はこの當然の請求權を規定した注意規定にすぎない。只或は毎期の定期金は基本債權の一部辨濟でないからこの特別規定を必要としたとも云へやう。しかし本

條の主たる理由は定期金は長期に亘ることが多いからして、證據を残す必要の特に緊切なところから置かれたものである。

尙定期金債權の時効の中斷について疑となるは、その長期時効は第一回辨濟期から二十年であるが、毎期の辨濟に因つて時効が中斷せられる結果、最後の辨濟期から二十年の時効が進行することとなる、これ法律が最後の辨濟期から十年の時効を規定した精神と矛盾しはしないかといふ點である。しかしこの問題はすべて長期時効と短期時効とが認められてをる場合に共通な問題であつて、單に定期金債權のみに限つたことではない(次段)。

(三) 法律が一の権利の消滅時効につき長期と短期とを認めてゐる場合に、その長期の方は除斥期間であつて時効期間ではないとする説がある。しかし當事者が現に権利を保存する考で中斷の手續をなしてをるにも拘はらず、長期が到來したために権利が消滅するといふは干涉に過ぎ、且時効制度の目的にも副はない。思ふに短期と長期とが併せて定められた場合には、二個の獨立な時効が設けられたものであつて、當事者はその何れに依つても利益を主張しうる。而して長期時効は常に短期時効よりも早く進行を始めるからして、短期時効の中斷は同時に長

長期時効と短期時効との關係

期時効の中斷となる。然るに短期時効の要件が具はるにも拘はず之を中斷しないと、その短期の期間の満了に因つて権利は消滅し、最早長期時効は之を行はうとしても目的を缺くことになる。故に長期時効がその働を顯すは只短期時効の要件が具はらなかつた場合丈である。

自然中斷

(四) 消滅時効には自然中斷に關する規定がない。乍然権利者が占有又は準占有を回復した時、就中權利の内容たる行使をなした時は消滅時効が中斷されることは言を俟たない。この場合に於いては單に之を時効期間が無益に歸したに止まらず、時効の基本的要件の欠缺によつて時効その者が消滅すること取得時効について述べたところと異なるところがない(一三五切)。

一四〇 消滅時効の效力

(一) 消滅時効に因つて權利の消滅を來す。或は訴權の消滅なりとし、又は相手方に抗辯權を與ふるにすぎないとする見解は吾民法に於いては容れる餘地のないこと、既述の如くである(一三二切)。

時効に因つて消滅する權利の範圍は實際行使せられなかつた範圍に止まる。但し主たる權利

が消滅するときは必然的に從たる權利の消滅を來す。これは從たる權利が獨立して時効にかかるか否かの問題とは別問題である。

消滅時効に因つて權利は單純に消滅するのであつて何人に移轉するのでもない。消滅時効の完成と同時に他人の取得時効が完成する場合があつても、それは偶然の符合であるか(例、地上權を行使する惡意の第三者のために取得時効が完成すると同時に本來の地上權者の地上權が消滅時効に罹つた場合)、又たとへそれが必然の結果であつても(例、承役地占有者の取得時効に因る地役權の消滅時効^{二八})、その消滅する權利と取得する權利とは全く別な權利である。

登記

(二) 登記ある權利についてはその時効に因る消滅も亦之を登記しなければ第三者には對抗することを得ない(七^七)。即ち第三者に對する關係に於いては從來登記せられた權利が尙存續するものと認めざるを得ない。第三者の意味は前に述べたところに従ふ(一三六切)。故に時効に因つて利益を得た者と失つた者との間に於いては登記は意味がない。尙受益者は時効に基いて確認の訴をおこし、その確定を得て登記の抹消を請求することができる。

(三) 債權證書、擔保物等が舊權利者の手に在る場合には、受益者はその返還の請求をな

することができる。

(四) 時効に因つて消滅した債権がその消滅前に相殺に適した場合には、その債権を以つて相殺をなすことができる(五〇)。これ相殺に遡及効の與へられてをる結果であつて(五〇)、その遡及効と時効の遡及効とが共に法律の擬制である以上、權利を否定する擬制よりは權利を肯定する擬制の方に強い力のあることを認められたものである。かくの如く相殺の遡及効の結果にすぎないからして、之を時効完成後に於ける時効の利益の拋棄と認むべきものではない。

第五稿 一九二四、九、二四稿了

相殺

法文索引

上の数字は條數、下のは頁數を示し、黒字を用ゐたのは主なる場所を指す。

一 民法

一	四四	(全)三八三
二	四六、四〇〇	七七
三	五四	七五
四	(一)五四、五八、四一五、(二)五七、三八〇、三八三	七七、四一六
五	(本)五七、(但)五六	七八
六	五七、七四	八〇、二四四、三〇一、三一七、三九一
七	六〇	八二
八	六二	八四
九	六三、三八〇、三八三	九〇
〇	六二、三八〇	九〇
一	六五、六七	九五
二	(一)六七、四一五、(二)七二、(三)七三、三八〇、(全)三八三	(一)八七、九六、九八、九九、三二四、(二)一〇〇
三	六六、三八〇	九九、三一四
四	(一)七六、四一五、(二)七七、三八〇、	(一)一〇〇、一〇一、(二)一〇一、(三)一〇一、一〇〇、一〇二、同

法文索引

二八 (上)100, (下)1011
 二九 101, 1011
 三〇 九七, 1011
 三一 四五, 1004, 105
 三二 (一)106, 107, (二)107
 三三 110, 126
 三四 133, 138, 140, 265
 三五 (一)124, 125, 143, (二)126
 三六 126, (一)131, (二)135
 三七 139, 170, 171, 243, 246, 257
 三八 153, 167, (一)169, (二)172
 三九 141, 243, 246, 257
 四〇 141, 173
 四一 142
 四二 107, 142
 四三 131
 四四 (一)136, (二)137
 四五 (一)144, (二)145, (三)144
 四六 (一)144, (二)144, 145, 153
 四七 144
 四八 145

四九 (一)144, 145, (二)145
 五〇 八六, 145
 五一 (一)146, (二)147, 148,
 五二 (一)155, (二)157, 158, 253
 五三 157, 158, 321
 五四 158
 五五 158, 159, 321
 五六 160, 314
 五七 158, 160, 314
 五八 161
 五九 153, 161, 162, 165
 六〇 157, 164, 165
 六一 157, 165
 六二 165, 236
 六三 156, 157, 164
 六四 167
 六五 (一)167, 253, (二)168, (三)167, 168
 六六 167
 六七 153, 168, 174
 六八 176, 380
 六九 167, 179

七〇 153, 176, 177
 七一 178
 七二 175, 180
 七三 175, 180
 七四 184, 185, 314, (以下)182
 七五 185, 186, 314
 七六 186
 七七 190
 七八 (一)186, 187, 189, (二)185, 188
 七九 187
 八〇 188, 189
 八一 (一)177, 188, (二)189, (三)188, 189
 八二 190
 八三 190
 八四 (i)143, 157, (ii)147, 148, 157, (iii)163, 168, 190, (iv)163, 190, (v)157, 177, 同, (vi)157, 188, 同
 八五 199, 200
 八六 (一)211, (二)215, (三)216

八七 177
 八八 178
 八九 175, 180
 九〇 184, 185, 314, (以下)182
 九一 185, 186, 314
 九二 186
 九三 190
 九四 (一)186, 187, 189, (二)185, 188
 九五 187
 九六 188, 189
 九七 190
 九八 190
 九九 199, 200
 一〇〇 (i)143, 157, (ii)147, 148, 157, (iii)163, 168, 190, (iv)163, 190, (v)157, 177, 同, (vi)157, 188, 同
 一〇一 199, 200
 一〇二 (一)211, (二)215, (三)216
 一〇三 (一)211, (二)215, (三)216

一〇四 三二二、三三二、三三四
 一〇五 三三二、三三四
 一〇六 一五八、三三二、三三三
 一〇七 (一)三三三、(二)三三三、三三四
 一〇八 一五八、三三五
 一〇九 三三三、三三〇
 一一〇 八一、三三〇
 一一一 (一)三三五、(二)三三二、三三六
 一一二 三三六、三八一
 一一三 (一)三三三、(二)三三三、三三四
 一一四 二四四、三三三、三三五
 一一五 三三四、三三七、三八〇
 一一六 三三四
 一一七 (一)三三四、三三五、三七三、三八一、
 (二)三三六、三三七
 一一八 三三三、三三七、三三八、三七三
 一一九 (本)三七五、(但)三七六
 一二〇 一四、五〇、二八〇、三八四
 一二一 (本)七五、三一〇、三八七、(但)三八八
 一二二 三九一、三九二
 一二三 三八六、三九一
 一二四 (一)三九一、(二)六四、三九一、(三)三九

一二五 二四四、三九四
 一二六 八〇、三九四、三九八、四四一
 一二七 (一)二六三、二九八、三五〇、(二)三五〇、(三)三五〇、(四)三五〇、三六二
 一二八 三四七、三五二、三六二、三八一
 一二九 三四七、三五三、三六二、三八一、四三二
 一三〇 三五四
 一三一 三四七、三七三
 一三二 三四八、三七三
 一三三 三四九、三七三
 一三四 三四九、三七三
 一三五 (一)三五九、三六二、(二)三六一
 一三六 (一)三五八、三六三、(二)三六四
 一三七 三六六
 一三八 三三三
 一三九 三三三
 一四〇 三三三、三五五、二七九、四一三、四二〇、(以下)一〇三
 一四一 三三四、三三六
 一四二 三三四、三三六
 一四三 三三五、四一七

一四四 四一九
 一四五 四二〇
 一四六 三七、四二二
 一四七 三七、三七六、四〇六
 一四八 四一
 一四九 四〇六、四〇九
 一五〇 四〇六、四〇九
 一五一 四〇六、四〇七、四一〇
 一五二 七〇、四〇七、四一〇
 一五三 三一七、四〇七、四一〇
 一五四 四一
 一五五 三九九、四〇九、四一二
 一五六 四〇八、四三三、四四〇
 一五七 (一)四〇四、(二)四二二
 一五八 四一四、四一七、四一八
 一五九 (一)四二六、四二八、(二)四二六、四二八
 一六〇 四一七、四一八
 一六一 四一七、四一八
 一六二 三九八、四三〇、四三一、四三二、(以下)
 一六三 四三〇、四三一、四三二
 一六四 四三四
 一六五 四三四

一六六 (一)四四八、(二)一五八、四三三、四五〇
 一六七 (一)四四三、(二)三九八、四四一
 一六八 (一)四四一、(二)四五〇
 一六九 四四二、四四四
 一七〇 四四五
 一七一 四四五
 一七二 四四五
 一七三 四四五
 一七四 四四六
 一七五 四四六
 一七六 二七一
 一七七 二五五
 一七八 二二、二一四、二一七、二六五、三五二、
 四三七、四五三
 一七九 二二、二一七、二六五、三五二
 一八〇 二二九、二四四、三九六、三九九、四〇〇、
 四三〇
 一八一 四〇〇、四三八
 一八二 三〇六
 一八三 三二、一〇九
 一八四 二四四、四三〇、四三一、四三二、四三四
 一八五 二二二、三八八、四二〇
 一八六 三三八
 一八九 三三八
 一九〇 三三八

法文索引

一九一 三八九
 一九二 三五二、三九六、四三一
 一九六 (一)三五七、(全)三八八
 二〇〇 四三四
 二〇一 四三四
 二〇三 三九九、四〇三、同
 二〇五 一六、三九六、三九九、同、四三〇、四三
 二〇六 一、四三二、四三四、四三八
 二〇七 二二二
 二〇八 二二二
 二〇九以下 二二九、四三八
 二三一·二 二〇四
 二三九 二一〇、(一)二四五
 二四〇 二二七
 二四一 二二七
 二四二 三二、(以下)二二九
 二四五 二二九
 二四六 二二三、二二九
 二四七 一六
 二四五 二一四、二一五
 二七〇 二二二、二五六

二七一 二七一
 二八一 二八一
 二八三 二八三
 二八四·二 二八四·二
 二八五 二八五
 二八九 二八九
 二九〇 二九〇
 二九一 二九一
 二九五 二九五
 二九九·二 二九九·二
 三〇二 三〇二
 三〇六 三〇六
 三一 三一
 三二五 三二五
 三二九以下 三二九以下
 三三三 三三三
 三三七以下 三三七以下
 三四一 三四一
 三四二 三四二
 三四三 三四三
 三四四 三四四
 五三二以下 五三二以下
 三五六 三五六
 一七 一七
 四二七 四二七
 四二六 四二六
 四一二 四一二
 二六 二六
 四四二、四五三 四四二、四五三
 四四二 四四二
 四四九 四四九
 四二七 四二七
 三五七 三五七
 四三九 四三九
 四二七 四二七
 四二七、(以下)二一七 四二七、(以下)二一七
 二六 二六
 四三九 四三九
 二一七 二一七
 四二七、四三九 四二七、四三九
 三七八 三七八
 二一七 二一七
 二二二、(以下)二一七 二二二、(以下)二一七

法文索引

三六一 三〇三、四三九
 三六二 一六
 三六六 二一六
 三六九 四二八
 三七三 二六
 三七四 四四一
 三八三 八八
 三八六 三八一
 三八七 三〇三
 三九七 四三九
 三九九 一一
 四〇〇 二一〇
 四〇一 二一〇、二六九
 四〇五 一七
 四〇六以下 二六九
 四〇七·二 三八一
 四一〇一 三七四
 四一二 三五七、四四九
 四一三 四四九
 四一五 三二三、五六八
 四二三 三〇、三〇三、三五七
 四二四 三〇三、三八〇

四二六 四二六
 四二八 四二八
 四三〇 四三〇
 四三四 四三四
 四四六 四四六
 四四九 四四九
 四五〇 四五〇
 四五七 四五七
 四五八 四五八
 四六七 四六七
 四六九以下 四六九以下
 四七〇 四七〇
 四七八 四七八
 四八〇 四八〇
 四八四 四八四
 四八五 四八五
 四八七 四八七
 四八九 四八九
 五〇六 五〇六
 五〇八 五〇八
 五一二 五一二
 五一三以下 五一三以下
 四四二 四四二
 四一二 四一二
 四一二 四一二
 三〇三、(以下)六八 三〇三、(以下)六八
 三九三 三九三
 八七 八七
 四一二 四一二
 二 二
 二一六 二一六
 三七三 三七三
 三九七 三九七
 三三一 三三一
 八七、二七九 八七、二七九
 八七 八七
 二七九、四五〇 二七九、四五〇
 二六九 二六九
 三五八、(二)四五四 三五八、(二)四五四
 四五四 四五四
 二六九 二六九
 三九四 三九四

法文 引

五一四 三一七
 五一九 一三、五八
 五二一 (一)三八一、(二)三〇一
 五二四 三八〇、三八一
 五二六 二六三、三〇一
 五二九 二四六
 五三〇 三八〇、三八一
 五三七 三〇三
 五四〇・二 三八一
 五四一 三一七
 五四二 三六一
 五四五 三七一、三八七
 五四九 七〇
 五五〇 三八二、三八三、三八六
 五五四 一〇七、二六〇、三五八
 五五七 二五九
 五六〇 三二八、(一五七二)三六七
 五六五 三七四
 五七二 二六七
 五七五 三六七
 五七六 三六七
 五七七 三六七

五八七 二五七
 五八八 六八、二五九
 五九三 二二二、二五七
 五九八 一八
 六〇一 二二二
 六〇二 七二
 六〇五 二五
 六〇八・二 三五七
 六一六 一八
 六四三 三〇四
 六四四 一〇〇、三一二
 六四六 一〇一、三〇四、三一二
 六四七 一〇一
 六五〇 一〇一
 六五七 二五七
 六六二 三五八
 六八九以下 四四二
 六九五 七〇
 六九七 三九〇
 七〇三 二五九、三八八、三八九
 七〇四 一〇九、三八九
 七〇九 八三、二九三、三八九

法文 索引

七一一 四四
 七一二 三三六
 七一五 三二二
 七一九 一三八
 七二一 四四
 七二二・二 三三六
 七二四 四四二
 七四七 一三、四二六
 七五二 五〇
 七五三 五九
 七五四 五九、七四
 七五五・二 (一)五九 (二)同
 七五六 五九、六四
 七五八 三八三、三八六
 七五九 三八三、三八六、同、三九八、四四三
 七六五 五〇、五九、(以下)七三
 七七二 五一、五九
 七七四 六四
 七七五 七、二五七、二六五、三七三
 七七八 二六七、三七三
 七八〇以下 三八六
 七八七 七四、三八〇

七八八以下 七四
 七八九 七六
 七九〇 一三、四二六
 七九二 一四、三八三、三八六、四一六
 七九三 一三
 七九六 一三
 七九八 四八
 七九九 一三、二二二、四二六
 八〇一 一三、一四、三一四、三八一、四二六
 八〇三 四八
 八〇四 一三、四八、三一四、三一八、三三一、三
 八〇八 七四
 八一〇 六四、七四、二六五、三七三
 八一三 七四
 八二八 五八、六四、三八二
 八三三 三八二
 八三五 三〇九
 八四一 一〇七
 八四七 六四、二五七、二六五、三七三
 八五一 三七三
 八五二以下 三八六
 八五六 一〇七

八五九 三八〇
 八六四 六四、二六五、三七三
 八七七 五四、三二六
 八七九以下 五四
 八八三 五七、七四
 八八四 一四、五一、五四、三一四、四二六
 八八六 七四、八一
 八八七 三八三、三八六
 八九〇 二二二
 八九四 四四四
 八九五 三〇九、三一〇
 八九六 三六、三二六
 八九七 三六
 八九九 一四、四八
 九〇〇 六二、(以下)五四
 九〇一 三一四
 九〇二 六三、七七、三一四
 九〇三 六三、三一四
 九〇四 六三、三一四
 九〇五 一四、同
 九〇七 一四、八七、三二六
 九〇八 三一〇、三二六

九〇九 六七、七七、四一五
 九二一 五四、五七
 九二二 六三
 九二三 一四、五一、五四、六三、四二六
 九二五 一四
 九二九 八一
 九三〇 三八三、三八六
 九三四・二 三一〇
 九三六 三八三、三八六
 九三九 三八三、三八六
 九四二 三七四、四四四
 九四七 二五三
 九五四 一三、五八、四二六
 九六四 四六、七一
 九六六 三九八、四四三
 九六八 四四
 九八六 一三
 九九〇 四六
 九九二 七一
 九九三 四四、三九八
 九九四 一三四
 九九六 一三四

一〇〇一 一三
 一〇一七 四一八
 一〇一九 五九、七一
 一〇二一 三一四
 一〇二二 三八二、三九八、四四三
 一〇二三 七一
 一〇二四 七一
 一〇二五 七一
 一〇三八 七一
 一〇五一 一二七
 一〇五二 三一四、四一八
 一〇六〇以下 二六〇
 一〇六一 五〇、五九
 一〇六二 六〇、六四、七三、七九、三八一
 一〇六五 四四
 一〇六六 三七三
 一〇六七 二四三、(以下)二五七

二五

一七九

二 民法施行法

三 商法

法

一〇六九 二四三、二六六
 一〇七〇 八八、二四三
 一〇七二 八八
 一〇七三 六四
 一〇七五 一四二、二五三
 一〇七七以下 二六六
 一〇七九 三〇六
 一〇八七 二六三
 一〇八八以下 二六〇
 一〇九一 三八二
 一一〇八 三一四、三一八
 一一一一 四八、三一〇
 一一一二 三一四
 一一一七 一八五、三一八
 一一二四 三八〇、三八一、三八六
 一一四五 四四三

二八

一一一、一二七

二六一九
 二〇六 五七、七七
 二〇 三九七
 二一 一五
 二二 一五、二五六
 二三 二五六
 三〇 三二五、(C)DMIT、三三三
 三〇ノ二 三二〇、三二一
 三三 三二五
 三六 三二五
 四二 一二五
 四四・一 一二五
 四四ノ二 一三四、一五二
 六一 三二一
 六一ノ二 三二〇、三二一
 一〇九 三二一
 一六四・一 一五一
 一七〇 三二〇、三二一、同
 一八九 一五一
 二五八 一三一
 二六三―二六五 二五四
 二六六 三一八

二六八 三二六
 二六九 二四七
 二七〇 二四七
 二七八 八七
 二八五 四四四
 二八七 三六一
 三二八 四四七
 三二九 四四七
 三四九 四四七、同
 三七四 四四七、四四八、同
 三八三 四四七
 四一七 四四六、四四七
 四二八 一〇八
 四二八ノ二 一〇八
 四三三 四四六、四四七
 四三五 二五九
 四三九 三七四
 四四二 八七
 四四三 四四五、四四七、同
 四四五 二五七
 四九七 六八
 五四一 二一五

五五六 二一五
 六一八 四四七
 六一九 四四七
 六三九 四四七

四 法

例

六五一 四四七、四四八
 六五二ノ一六 四四八
 六五三 四四六、四四七
 六八六 二一五

一一一、二七八
 八八、(二)九一
 八八、(二)九〇
 八八、九〇

五 國

籍 法

二三 八八、(二)九一
 二七 八八、(二)九〇、九一
 二八 九一

四六 四六
 八七、九一 四六
 八七、九一 四六
 八七、九一 四六

六 戶

籍 法

一三 四六
 一五 四六
 二五 八七、九一
 二六 八七、九一

九二、九三
 九二、九三
 九二、九三

七 寄留法及び寄留手續令

一五八 九二
 一六〇 九二

(法)一 九三、九四
(令)二 九三

九四

八 不動產登記法

二 三五二、三五三
七·二 三五二

九 競 賣 法

三 七〇

一〇 非訟事件手續法

二 八六
三四 八六
三八 八六
四三 一〇〇、一〇一
四六 九八
五八 九八
七三 八六

一一 民事訴訟法

八 一八 九四
一八 九四
三一·二 九四
三五 九四

一四 二二三

九〇—九二 八六
九六 八六
九八 八六
一〇四 八六
一〇七 八六
一七以下 一四三
一八 八六

一〇 八六
一三 八九
一五 八九
二二 二一七
二三 二一七
四三 四〇、七〇、四一五
四六 四一七
一四四 八七
一四五 二二二
一六六 二二二
一六七 八七
一八八·三 四〇九
一九八 四〇九
二二一 四一二
二二二 四一二
三七八 (一)四〇七、(二)四一三
三八一·一 四〇七
三八二 四〇八、(以下)四〇六
三八七 四〇八、四〇九
三八九·一 四一〇
三九〇 四一〇
三九一 四〇九
三九三 四一二

五〇〇 四一
五四七 四一
五四八 四一
五六四以下 四(一)七
五七四 四一三
六〇〇 四一三
六〇八 四一三
六三九 四一三
六四〇以下 二二七
七〇〇 四一三
七一五 四一三
七一七 四一三
七三〇 四一三
七三一 四一三
七三七以下 四〇七
七五〇—七五三 四一三
七五五以下 四〇七
七五六 四一三
七六五—七七五 一〇四
七八六 七〇

一 人事訴訟手續法

一 八六、(以下)七四
 二四 八六
 二七 八六
 三一 八六
 三三 八六
 三五 八六
 四〇—六〇 六一

一三 破産法

一〇五 八六
 一〇六 八七
 一九 一九〇
 二六 一七六
 二七 一七六
 二九 一七八
 三一 四一八
 三二 四〇七
 三六 四一八
 四二以下 一八二
 二二八 四〇七

四一 四一
 四八 六一
 六三—六六 六二
 六七 六六
 七〇—七九 一〇四
 七一 八六
 八〇 一〇六

二四〇 四一〇
 二四四 四一〇
 二四五 四一〇
 二八二 四一三
 二八三—一 四一三
 二九一 一七七
 三一 一七五、一七七
 三一—三 一七八
 三二 四一三
 三四七 一七七
 三四八 一七五、一七七

三五二
三五三

四一〇
四一〇

一四 刑法

法

二二—二四
 一八三
 二二二
 二二三

二二二
 一一
 二九七
 二九七

一五 刑事訴訟法

八一

二二二

三五五

四一三

二三六
 二四六
 二四九

二九七
 二九三
 二九七

大正十四年四月十日印刷
大正十四年四月十五日發行

日本民法總論
定價金參圓貳十錢



著者
發行者
代表者
印刷者

岩田新
株式會社
岩田新
代表者
田中藏
印刷者
鷺見九市
東京市牛込區市谷加賀町一ノ二三

發兌

東京市神田區表神保町二番地
電話大手五九一三番
振替口座東京一三五番

株式會社
同文館

株式會社秀英印刷

530

124

終